

(可認省信遞日六月五年五十二治明)

REVUE

DE LA

PENITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄雜誌

每月壹圓發行

明治廿五年六月發行

號九拾四第

大日本監獄雜誌第四十八號目次

- 官報 一
- 論說 一
 - 監獄論(第七) 法學士畑真太郎 一
 - 歐洲の監獄ヲ見テ感アリ 加地鈞太郎 三
- 祝詞 三
- 演說 四
 - 清浦君の演說 宮城縣典獄中村中君の演說 福島縣典獄林彦君の演說 兵庫縣典獄下見重愼君の演說 獄事講話會に於ける文學士部 葉聲六君の演說 一
- 問答 一
 - 獄事雜問 一
 - 獄事金言 一
 - 譯 一
 - 雜 一
 - 歐米監獄沿革史(承前) 在文科大學神谷四郎譯 一五
 - 六 一
 - 雜錄 一七
 - 特赦報告其調成の疎漏 刑典獄の再置を望む 監獄に關する法律命令に宜しく在監人に知らしむ 有賞囚と平均囚の不平均 押丁に一般に對する内務省の令を待たず速に之を全廢す 監獄醫の選擇 監獄内には多く樹木を植へて見透しをなくせ 小監獄代用の警察署留置場は大に改築せざるべからず 監獄官吏の振動 一
 - 批評 二〇
 - 寄書 二〇
 - 看守精勤證書に就きて 監獄則施行則百一條に關する疑義に答ふ 一
 - 貧表疑問に答ふ 監獄主人に答ふ 讚陽井蛙生に答ふ 一
 - 通信 二〇
 - 中央監獄官吏練習院設立の決定 洋籍寄附 看守教習教科書 佛國監獄協會雜誌の交換雜誌 看守押丁勤務法の改正 看守部長 監獄教師 監獄通信所の設置 看守教習 監獄會報 看守精勤證書 監獄教師聯合會誌 兵庫縣佐山監獄支署教諭堂 一
 - 廣統告計 二八

大日本監獄雜誌第四十九號目次

- 官報 一
- 論說 一
 - 監獄の弊習(承前) 南海分房居士寄稿 一
 - 假出獄制度(承前) 法學士石田氏稿 一
 - 藥師木願寺監獄教師會同の席に於ける演說 佐野 倫 六三
- 問答 一
 - 獄事雜問 一
 - 獄事金言 一
 - 譯 一
 - 雜 一
 - 露國萬國監獄會議決議 陸軍教授野村泰亨譯 一〇
 - 犯人生理 陸軍教授野村泰亨譯 一一
 - 六 一
 - 雜錄 一四
 - 獨逸聯邦監獄經營議談(承前) 獄事上の雜問題 在監人の茶 戒煙吏の喫煙 假出獄停止報告 刑法の再犯 監獄の再犯 今日の如き日曜日及祭日の大赦は全廢せんと望む 假出獄の實行は當分の如き日内地にて假出獄を許されんと望む 監獄の實行は當分の如き日意移なり 解禁處罰中は作業を禁せんと望む 外國人の食物購求は注意 監獄には小監獄と雖も刑罰の設備を希望す 囚人の食物購求は成類再調査に充てしむべし 各監獄の統計表は其調製方を一定にせんと望む 一
 - 演說 一
 - 獄事懇親會の席上に於ける白根内務次官閣下の演說筆記 監獄官懇親會席上に於ける廣瀨秋田縣知事演說 一
 - 批評 二八
 - 寄書 二八
 - 假出獄停止に就きて 大日本監獄雜誌第四十七號寄附欄内監獄主人の第一問に答ふ 一
 - 通信 二八
 - 精勤證書授與 刑事人類學萬國會議 支署工業主務の會議 東北典獄會報 セイバツハ氏譯筆錄の再版 看守部長 教諭證書 監獄教師學提案 一
 - 小 三三
 - 獄事小説佛老爺 一
 - 廣統告計 三三

大日本監獄雜誌第四十九號

明治廿五年 六月

官報

●訓令

內務省訓令第七號

廳府縣 集治監 假留監 衛生試驗所

明治二十四年四月當省訓令第五號ハ二十四年度已降廢止

明治二十五年五月三日 內務大臣 伯爵副島種臣

內務省訓令第七號參照

內務省訓令第五號(明治二十四年四月七日)

明治二十三年度已降當省所管經費ニ際ル支出計算書ヲ會計検査院ヘ送付スルト同時ニ寫一通當省ヘ差出スヘシ

內務省訓令第九號

廳府縣 集治監 假留監 衛生試驗所

本年五月十九日大藏省訓令第三十一號ヲ以テ歲出科目誤認訂正順序會計主務官ヘ訓令相成タルニ付テハ任拂命令官ニ於テ科目誤認ノ訂正ヲ要スルトキハ該書式ニ據リ其時々會計主務官ヘ科目訂正書ヲ交付スヘシ

明治廿五年五月廿七日 內務大臣 伯爵副島種臣

●辭令

北海道集治監空知分監詰ヲ命ス 三田 哉 明

北海道廳監獄署根室支署會計主務官ヲ免ス 大山 綱 業

北海道廳看守長兼監獄書記 片岡 義 道

北海道廳監獄署根室支署會計主務官代理申付 六級俸を給與せらる 秋田縣監獄書記 木名瀬 禮 助 君

論說

○監獄の練習

南海分房居士寄稿

予曾て(明治廿年)法律の罪人となり社會を驅逐せられ竟に累歲二三地方の牢獄に投入せらる之れか爲め實際の經驗を得て其利害得失を省察したれば聊か所見を録し監獄改良家諸君の考案の資に供すへし

夫れ往時の監獄には古來因襲の弊風あり實に名狀すへかかず其實況は予の喋々を俟たざるなり予は之れに反して近時開明の明治獄に投入せられたるなり而して猶ほ舊弊の洗除せしは稀少にして弊習多くは依然現存す今其著しきもの、二三を左に列叙すへし

一 監中にて罪重く古く永く居る囚人を指して御頭様と稱す

一 監中にて狡猾なる者を役付に擧げし種々の名稱を付

す

一 前二項の者常に跋扈極りなく新入囚輕罪囚等を蔑視し恰も奴僕の如く使役す若し躊躇遲滯するときは或は罵辱し或は撲ち或は種々の苦罰に處し輕き者は座席を下し又は無限罰掃除等を申付く

一 官より貸與する物品にても役付等の手前にて自在に繰り替へ愛憎偏頗極りなく渠れ等先つ良品を擇みて取り后ち他の者に與ふ蒲團蚊帳衣服の類殊に然り故に監中常に謹慎を旨とする囚人又は性質の穩かなる者等は刑期間始終惡しきものを着するに至る

一 新入囚あるときは官より貸與せし物件は直ちに渠等之を剥き取り新舊良否を交換す

一 還房の後は役付等他囚の終日勞役疲憊のものを顧みず腰足を按摩せしめ泰然として富豪の主人の如く誇大の軀を成せり

一 監房中常に囚人共同の間に用ゆる言語は別段にあり之を總して(讚稱)と云ふ即ち牢語なり日用の什器食物人事より官吏醫師教誨師の事に至るまで讚稱を以て通話し局外者をして更に了解する能はさしむ

一 官より給與する食物は菜汁に至る迄監房内にて配與するときは渠れ等最も不平均の配當を爲し或は渠れ等味良き處或は正味多きを取りて汁のみを下の者に與ふ

一 監内常に長年の囚人を擡げ若齡にして容姿艶麗のもの頗る鍾愛せざる爲に憤恨頻りに生し囚徒の逃走監

中の喧嘩口論獄則違犯渾て此に兆せざるはなし

一方今の在監人壓抑の甘んず可らざるを知らざるにあらず故に看守押丁等の囚人へ對し少しく壓制に涉る所爲あれは堪へ難き程の事にあらざるも直ちに看守長に陳告す然れども同囚の壓制或は被害は實際忍ぶ可からざる場合に遭逢する事あるも默して發言せず何となれば現に自ら壓抑苛酷に遭ふて害を被るの甚たしく充分申告して條理あるまゝと雖も之を官に訴ふるときは其人を名けて(大非人)と稱し最も擯斥して苦難に勝へさしむればなり而して他の監房に轉せは之を免かるゝかと云ふに然らず前監居房の者より後監行先の房に通報し某氏は大非なりと云ふ後監にて待遇する又前の如し

一 監中にては最も密告を責むるものとす故に捕吏探偵等の人若し牢獄に投入せらるゝときは初めより大非を以て待遇し甚しきは殘酷の處置を爲し死に致せし例なきにあらざる古來の因習は犬の食は人糞なりとて密告者に人糞を喰はしたり今に傳て獄中の戒となす

一 監中雜居の時に至ては互に讚稱を以て聲語し看守押丁等の目前にては面従したる体にて其心裡は然らず時々巡回として窓前に來る官吏目前に在るも憚らず例の讚稱にて嘲笑を恣にし或は侮辱の語を發し看守押丁の等級給料智愚品行まで公然と評説し又は誹謗するも更に了解する能はざるあり恰も奴僕視せられたるものゝ如し實に抱腹に勝へず

夫れ如斯弊習は我邦監獄の構造、懲戒の方法不完全の致す所なるか抑亦た治獄者其職に忠なるの人に乏しきによるか監獄の構成は全備し規則は整頓するも此は乃ち器具に過ぎず器具美なりと雖も善く之を用ゆるのを得ざれば其効ある可はず然らば則ち前掲數項の如き舊弊にして洗除し得ざるもの果して如何治獄者怠慢の証蹟明白なるにあらずや監房の構造不完全にして雜居制なるか故に己むを得ずと云ふも予は決して之を許さざるなり是れ皆治獄者たる者の其職に誠忠ならず苟且偷安の致す所なりと信す今斯の如き弊習を來す原因の二三を左に摘記すへし

一 看守押丁は直接戒護吏なり此人にして治獄の主義を知らず其職に誠を盡さず唯囚人を叱咤苦使するを以て獄吏の本分と爲し動もすれば毆打蹴踏等の所爲あり是を以て反て囚人より賤視せらる其賤視せられたるの人にして命令するも雖も服従せざるは當然なり

一 看守押丁等各要所に見張等を勤むるときに當て典獄看守長等の巡視なき隙を窺ひ行休を崩し近傍の囚人と交談し或は笑話して戯るゝか如き舉動あり是れ賤視を來す所以

一 看守押丁等常に囚人と親み作業場に至りて公然作業課を經る私に囚人に依託し自己入用の器具を秘製せしむるか如きよなきにしもあらず

一 看守押丁等典獄看守長の不在を窺ひ自己の手足を勞

するを惜み傳告誘工者等を以て己れに代らしめ或は輔佐せしむる等の事あるを以て渠れ等自然跋扈するに至る是れ官より渠れ等の勢を養成せるものと云ふへし

總て給與品又は貸與品は其主務員安逸を取らず能く其職を盡し懇切なる方法を設けて之を與ふ可し決して或る囚人の手を經て與ふへからそ

一 囚人の龜鑑となり感化力となるの看守等にして前記の如くなるに於ては假令如何なる完全の監房及び規則ありとも感化遷善の効を奏せんと思ひもよぶざるあり

夫れ苟も治獄の任にある官吏は恒に慈善温和の氣を胸臆に存して適正に囚人を遇するを要す若し眞愛に出てさるときは信服せず抑も監獄は懲戒の場なりと雖も囚人を殘酷なる役業のみに驅使するを以て精神とすへかかず一は懲らし一は愛し寛猛宜しきを得て始て歸正の念を生せしめ勞して恨まず死して悔みざるに至らしむるを得へし

○假出獄制度(承前)

法學士 石田氏 幹京東

其他諸國に於ける現行假出獄制度は英國に於る現行假出獄制度と大同小異なれば茲に之を畧するものとす今假出獄制度の原理を釋ねんに假出獄制度の原理は監獄制度の原理を釋ねれば明かに監獄制度の原理は犯人必罰即ち刑

罰權執行の原理を尋ねれば明かなるか如し而して社會は如何なる故に刑罰權の執行を促すやの問題を探究するに於ては、刑罰權の基礎如何を研究せざれば、隔靴の歎なきにあらずるに依り、茲に先づ古來社會刑罰權の基礎に關する學說を列挙すべし。

第一說 此の説によれば刑罰權の基礎を自由意志と云ふまことに置き、苟くも自由意志なきもの、行爲は假令不適法なるも真正の行爲と見做すへかかず業既に真正の行爲にあらざれば之を罰するの理由なし例へば癡癡、白痴、未成年者の行爲の如きは是なり故に刑罰の基礎は自由意志の有無にありと此説は刑罰權の基礎に關する諸説の中最も古く行はれたるものなり。

第二說 此の説に依れば刑罰權の基礎を社會の秩序と云ふまことに置き、苟くも社會の秩序を攪乱すべき程の行爲にあらずれば之を罰するの必要なし癡癡、白痴、未成年者等の行爲の如きは其者の真正の行爲たるを免れずと雖も此等を罰したればとて此等を懲戒して社會の秩序を維持するに足らず之を換言すれば其行爲は必竟社會の秩序を攪乱すべき程のものにあらず従つて之を罰するの必要なしと故に此説の如きは自由意志の有無如何を問はずして社會の秩序の攪乱するの行爲なるや否やを問ふものとす。

第三說 此説に依れば刑罰を科するには自由意志の有無を問はざるへかざるは論を俟たずと雖も又其行爲は

社會の秩序を攪乱する程のものなりや否やをも併せて考察せざるへからずと云ふにありて上述の第一説及び第二説を折衷したる者にして刑罰權の基礎を自由の意志と云ふまこと社會秩序と云ふまことの二者に置くもの、如し右三箇の説の中余は第二説を取るものなり何となれば第一説の如く自由意志の有無を以て刑罰權の基礎となすときは社會の秩序と云ふことを度外視するもの、如し而して刑罰を科するは社會の秩序を維持する爲なりとすれば豈に之を度外視すへけんや又若し自由意志の有無を問ひ自由意志のなきときは其行爲と真正の行爲にあらずして社會の秩序を攪乱すべき程のものにあらずる故に之を罰するの必要なしと云ふまことなれば反つて自由意志の有無は刑罰を科するの基礎たらずして社會の秩序と云ふまこと其基礎たるへく又社會の秩序と云ふまこと刑罰權の基礎たれば従つて第三説の如く自由意志の有無を問ふの必要減すへければなり。

之を要するに刑罰權の基礎は社會の秩序即ち國家人民の生存を保護するにあり是に於てか犯人必罰即ち刑罰權執行の原理顯はる而して刑罰權を執行するには其刑罰は充分に犯罪人を懲戒し其改悛を促かすと同時に社會公衆を警戒する程のものたらざるへかざるなり然り而して其刑罰は如何にして犯罪人の改悛を促かし社會公衆を警戒するやと云ふに實に監獄の制度に依らざるへかざる是に於てか監獄制度の原理顯はる而して監獄制度の目的たる

犯罪人を懲戒し其改悛を促し社會公衆を侵害するの憂なきに於ては豈に猶ほ久しく此等犯罪人を在獄せしむるの必要あらんや刑期の幾分を経過したる後行政處分を以て假に其出獄を許して可なり是に於てか假出獄制度の原理顯著となる。

茲に假出獄制度に關する一の謬説あり其説に曰く假出獄たるや其名は假に出獄を許すと云ふと雖も其實は赦免たり然るに赦免は憲法の規定する所により君主の命するものなれば其實は赦免たる假出獄も君主の外之を命すへきものにあらずと此説たる毫も價値なきものと謂ふへし論者知らずや赦免は恩惠の行爲なるを而して又此恩惠の行爲は假出獄の如く假に出獄を許すと云ふか如き條件を附したるものにあらずして絶對的のものなるを赦免は絶對的のものなるか故に一旦赦免せらるるや總ての罪惡に就て赦され復たひ公民となる假出獄は相對的のものなるか故に總て罪惡に就て赦されたるにあらす監視中若し不正の行爲ありて假出獄を許したる信據を破るの狀あるときは復たひ此等犯罪人を監獄に送致せざるへかからずして此等犯罪人は復たひ在獄中の者となる由是觀之其罪を赦す赦免の如きは固より君主の命すへきものたるは論を俟たざれども其罪を赦すにあらずして唯犯罪人の品行如何に依り犯罪人の地位を變する假出獄の如きを君主の外之を命すへきものにあらずと云ふか如きは實に根據なき謬説と謂ふへきなり。

假出獄たるや上述の如く假に出獄を許すと云ふか如き條件を附したるものにして監視中若し假出獄を許したる信據を破るの狀あるときは復たひ此等犯罪人を監獄に送致せざるへかざるは論を俟ざるの制度なるを以て社會刑罰權を薄弱にするまこと又社會を保護する點に於ても毫も間然する所なきなり而して犯罪人に就ても前刑期間之を獄内に投するか如きは甚だ憫然のものなきにあらす彼の無意犯罪人例へば泥酔のとき些少の出来心より他人を毆打創傷したるもの又は未成年者か満期に垂んとする手形を支拂ふ爲めに一時其主人の金を私用し遂に困難に陥りたるより返金を得ずして入獄したるもの、如きは是なり此等の犯罪人たるや元來正直のものにして職業に勉勵し其同僚とても皆良民たるなり而して此等犯罪人にして改悛の狀あるに於ても猶ほ之を獄内に置くか如きは實に憫然たるのみならず抑も亦刑罰の精神を誤るまことなれどせんや之を要するに假出獄の制度たるや之を社會より云ふも之を犯罪人より云ふも實に適當の制度と謂ふへきなり。

抑も假出獄制度設置の利益は一にして足らずと雖も今其最も著しきものを擧ぐれば(第一)犯罪人の改悛を促かすこと、若し全刑期間は犯罪人の品行如何に拘はらず必らず之を拘禁し假にも出獄を許さずとせば犯罪人は爲めに沮喪落膽して遷善の望なかるへきも若し之に反して悛改の行爲あるに於ては假に出獄を許すとせば犯罪人は遷善の勇氣を鼓舞し悛改をなすに尤も効能あるは垂んと爭

ふへかす(第六)犯罪人を警戒するよと、假出獄は絶對的の恩恵にあらずして相對的の行政處分なれば不正の行爲あるに於ては復たひ之を獄内に投するの餘裕を存するを以て大に犯罪人を警戒するに効能あるなり(第三)犯罪人をして生活に馴れしむるよと、今其後改の状著しき犯罪人と雖ども尙ほ之を獄内に留め全刑期満了の後始めて出獄を許すとせば犯罪人は毫も生活に馴るゝの違わらずして其結果善良ならざるへけれとも假出獄を許すとせば其弊害のなきや昭々乎として明かなり

假出獄制度設置の利益は斯の如く大なりと雖ども若し之を執行するに方りて其方法を得ざれば害ありて益なかるべし故に先づ平常の行狀録を調査し真心改悛の状あるを確認して之を行はざるべからず従つて一朝奇特の行爲ありと雖ども平常の行狀之に副はざるときは未だ以て假出獄を許すの調査考據となすに足らず之に反して一朝の過誤にて獄則を犯したればとて平常の舉止改悛せしと確認するよとを得るの事實あるに於ては假出獄を許す調査考據となすに充分なりと謂はざるを得ず而して假出獄を許すの調査考據は種々あるべしと雖ども其最も著しきものを擧ぐれば(第一)獄則を遵守し常に弛み怠るの状なきこと(第二)常に尊屬親を報養せんとするの志最厚く且つ他日自活の道に就くを得へよと(第三)作業に精勵し常に衣食費を償ふに足るの工錢を得るよと(第四)真心改悛の状著はれ他囚の標的となるべき善行あるよと等なりとす

之れを要するに假出獄制度設置の利益は一に之を執行する方法に繋るものなれば其之を執行するに方りては尤も慎重ならざるべからざるなり

○築地本願寺監獄教誨師會同の

席に於ける演述 佐野 尙

今回の會同に就ては豫て私に一席の講演を致せよとの事で其旨廣告までして下されまして實に恐縮に堪へません夫れに小生近來非常に多忙でありまして殊に御承知の獄事講話會開設などの事ありまして遂に講演の腹稿を致す暇がなく爲めに諸君の御參考に供する程の御話もできませんで甚だ相濟まぬ事でありまして私は教誨に關し實際上の經驗はありませぬ故聊か歐米の教誨に關する御話を述ふるに過ぎませぬ、それ故清浦君小河君の御説に同一又は撞着する事もありませうが此段は然るべく御取捨を下さる様に願ひます併て私は教誨師聯合會の開設に就きまして熱心に賛成する者で曾て是等の事に付き協議を致した事もありました然るに昨年九州に於て此聯合會の開設がありまして其報に接しますると直に議案と議事の模様を細かに報しくれらるゝ様申し送りしましたに何の行違ひでしたか議案ばかり來まして其模様か少しも分りませんで甚だ遺憾に存して居りました處今回は幸ひにも東京に開設せられましたに實に喜ばしく存します、昨日議

事を傍聽致しまして大いに利益を得ました全体私は教誨師の學校迄も設置致したい考へて其理由は監獄協會雜誌の第三十二三號に連載致しました位であります小河君の話されました通り教誨師の位置は最も高いもので殆んど典獄と同等に致して宜しからんと思ふ程であります當今西洋の監獄では宗教か主となつて居ります故監獄の事をペニテンシエルと申します此のペニテンと申しまするは悔悟せしむるよと云ふ意味の語にシエルを加へて悔悟せしむる場所となる則ち教誨の意味を含んで居ります尤も以前はアリアンと申しまして唯囚徒を取押へ居ると云ふ意味だけでありました前のペニテンシエルと云ふ語はブラトンの法律書中よりベンザムか引出したと西洋の字典に見ゆます歐米でも其以前は囚徒の取扱ひ甚だ殘酷でありましたか西曆千五百五十年の頃羅馬の法王にシヤンポールポールロンメルと申す二人の僧正か出られまして囚人には是非共教誨を施さねばならぬと主張し非常に盡力致されました抑々之が監獄教誨の初てありました此二僧正は監獄に臨み晝夜熱心に説教致されましたか如何せん未だ其頃は分房の制もなく種々の犯罪人を雜居致させましたこと恰も我國の小傳馬町の牢屋の様でありましたか説教の功能もありませんでした其後一千八百年の頃獨逸のフレンネーと云ふ牧師か又非常に監獄教誨の事に熱心盡力致されました其熱心の度は實に驚いたもので或時は五十日或時は二十日或時は十日間晝夜を分たす教誨

致されました其後此牧師はフレデリック第三世より旅行券を貰ひまして歐洲諸國を巡廻致し一千八百二十年の頃には教誨師改良會社即ち學校様のものを設立しまして大いに講究致されましたが其結果として左の如きよとを施されました則ち一ツの監獄に一宗教を限りませんで廣く各宗を入れますよと則ちプロテスタントの説教師はプロテスタントを信する囚徒を教誨しカトリックの教師はカトリックの囚人を教誨しマホメットはマホメットと各々其信する所に隨つて施し又其監房も此方法に依て區別致しました處著しく其功効を顯したと申すよとてす我國では未だ監獄の構造と其經濟か許しませぬから寧ろ一宗教に致さねばなりませんと存します又我國の實際に就て考へますと反つて一宗教を限ります方か結果か宜しからうかと思はれます某監獄にては種々の宗教家を入れますが實に囚徒をして益々迷感ならしむる様なものであらうかと私には考へられます又一宗教の最も良く行はれまするは加賀能登等の國であります其他地方に依りましては中々困まる事もありふと存しますか諸君は力めて其良法を御協議あらんよとを願ひます

ベルギーなどでも教誨の事は非常にやかましく申しまして幼年監の看守は僧侶であさりますから食事の時にも教誨すると申します尤も一寸祈禱位の事アアメンと云てれしまひにするのでせうから譯もありませんか總て囚徒の情と申すものは最も此食事と逃走の企てとに傾いて居

りませうから恐くは食事の際の教誨は耳には入りますまい食事の際の教誨は左迄必要はないかと存します又昨日某縣教誨師の御説を聞いて大いに感したるは彼の假出獄及び行狀録の取調其外賞表の付與等凡て囚徒の行狀に關する事に付ては教誨師たるものは是非之に與ふべからぬと存せられます或は與ふせざる向もある様に伺つた事もありませんか是等は無理に請ふても充分の調査を致され度存します又之れに關して囚徒の前業と其貧富親族の有様も委しく知るは必要と考へます是等は教誨上大いに便宜を與へるものでありませ日本にはありませんか歐洲では分房の區別も其前業に依て定めると申します序てにお話申しますか去る十二年の頃でありました鍛冶橋の未決監より一時に三人の囚徒が逃げました事かおさりました其三人は石工と大工と車職とでありましたかいつの間にやう逃走を謀りまして監を破りますに各々已か職業に依て分擔を致しました則ち大工は柱を取除け車職は堅き木を切り石工は土臺石を取除けて逃走致しました是等も前業を知てゐたならば全房はさせませんとせう全房させなくは斯る事はなかつたてありませう此事は直接諸君に關係せぬ事なれども序故御參考迄に申上ります私に來年は進んで全國の教誨師を會同し大いに協議せられんほどの希望を有して居ります今日は前に陳へました通り充分調査も行届いて居ります故遺憾なから是れにて御免を被ります

問 答

本欄の問及答は固より私考に際るものなれば其當否を保つること能はざるは勿論尙に不充分のこと多かるへきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるる諸君は提擧の勞を惜まれざらんことを希望す 編輯者 白

○獄事雜問

問 一罪先きに發し其刑の言渡を受けたる後更に餘罪に付き刑を受け前後通算の言渡ありたる者に係る假出獄期限算出方如何

答 通算したる全刑期の四分の一に當る期限假出獄を爲し得べきとぞと思考す

問 前犯の刑の過半を執行し終りし後後犯の刑を受け通算の言渡ありたる者の如きは前犯の刑に對し既に夫れ々々酌査期限を定めて行狀調査を爲し來りたるとなれば刑期は通算し得るも酌査期限は通算し能はざるへきを以て假出獄期限のみを通算するは如何や且又前刑執行後更に餘罪の爲に刑を受け通算の言渡ありたる者の如きに至りては通算したる全刑期の四分の一を以て假出獄期限とする事理に於て出來難きか如何

答 前後數刑通算の者は元來通算せられたる刑期の一刑より外には刑なきものなれば初めより該刑期の刑に處せられたる者同様假出獄の期限は其纏りたる一の刑期に就て算出すべきを至當とすへし行狀調査の爲に設

くる期限の上に不都合ありとするも此は唯た行狀を見る標準期限の問題にして之れか爲めに刑法に規定したる假出獄期限を動かして得べきにあらず尤も前發の罪に對する刑期中假出獄を得而して餘罪の爲め又刑を受けたる者の如き特例に至りては既に假出獄を得たる日子は全刑期の四分の一中より扣除せざるを得ざるよとなんか是れ等は特例中の特例にして極めて稀なるよとならん

問 看守をして尋常の監獄事務(即ち書記若くは傭員の爲すへき事務)を執らしむる向無きにあらずと聞く

右は差支へなきものなるや

答 看守は云ふまでもなく在監人の數に割合ひ在監人戒護の爲に之を置くものなれば一人たりとも看守を戒護外の事務に用ふるべきは戒護上に其れ丈の差支あるべき筈なり看守をして書記又は傭員の事務を執らしむるは斯く實際に差支を生ず況んや其性質固より事務員と爲し得べきものにあらず故に看守を事務員に用ゆるか如きは極めて不可なるものと思考す

問 假監に看守部長を置き得べきや

答 假監と雖も其體裁支署に異ならず二人以上の看守長を置くを得ざる場合には看守部長を置き妨げなきものと思考す

問 囚人を民事に關し裁判所より呼出したるときは之に應じ押送すべきものなるや

答 囚人は自己の意思自己の都合を以て他出するを得ざるよと固より言を談たす而して民事は畢竟其一身に關するよとされば通常の場合には之れか爲めに刑の執行を停むべきにあらずとぞ

問 民事訴訟法第百十四條及三百六十條の場合如何

答 右の場合には自己の意思自己の都合に出るものにあらずれば刑事の爲め出庭を命せらるるよとぞ同様護送せざるを得ざるよと思考す

問 通常の場合にても本人を護送せざる時は其の不利益甚たしかん之を救ふの道なきや

答 監獄に於ては訴訟代理人を出すの便を囚人に與ふるの外に道なきよと思考す

問 監獄の教誨には何宗何派を混用するも差支なく又單に儒家の道徳を用ゆるも可なるや

答 何々の道にて教誨をせしむるの規定なきを以て今日に在りては何宗何派を混用するも單に道徳に依るも不可なるへしと思考す尤も數宗教派混用するに於ては其教誨を聴く所の囚人を分類して其宗其派毎に劃然區別するを要すへし假令は西教を聴くを欲する囚人には西教のみを聴かしめ眞宗を聴かんよと望む囚人には該教のみを聴かしむる等の注意なかるへからず

問 巡査看守救助例に依り年金を給せられ居る者にして押丁となりたるときは其年金は停止せべきものなるや如何

答 押丁と雖も刑法附則又は監獄則等に明記しある監獄の一の職員なるを以て押丁となりたるときは則ち俸給を受くるの官職に就きたるものなれば年金は停止すへきものと思考す

問 在監人中變死あるときは明治十七年四月内務省達第三項中の事變とし内務大臣に報告を要するものなるや

答 明治二十三年の更定に係る内務報告例の種目中には該達中の他の事柄は掲げあれども在監人變死のみとなく而して報告例の第二條に従前の令達中本例に掲載せざるものは總て報告に及ぼすを以て在監人の變死は其監獄戒護上の如何にも關係を有し一事變たるには相違なきも報告例に依り報告を要すへきものにはあらずと思考す

問 懲罰言渡後其執行を了る迄の間に又犯則あるときは後の犯則に對する懲罰は引續き之を執行し監獄則に定めたる懲罰の期限を實際越ゆるに至るも妨げなきものなるや

答 然り引續き之を執行し妨げなかるへし但し減食又は開室の懲罰なるときは監獄則第四十四條に依るは勿論なり

獄事金言

◎監獄巡視の官吏は常に外面を粉飾しれる秩序を一見して去るものぞす (英人チエヌタルトンの言)

◎英國囚人遠移法の廢止は二十個年の爭亂を以て之を買ひたり (ワインス氏の言)

◎女監の監督者は必ず婦人たらしめるべからず (英人エリサベス、フライ嬢の言)

◎同囚中に社會様の組織を作爲し以て各自の放態を逸ふするを禁し得るときは其監獄は必ず刑罰の場所たる威嚴を失ふべし (英國監獄巡視官の言)

◎德義の勢力は今後必ず監獄整理上に於て従前より一層大なる作用を爲すべく之に反して身體上に係るものは一層減少せらるべし (ワインス氏の言)

◎監獄の長官は其注意の下にある囚人を自かか人々個々に熟知するに適すべきを要す (同上)

◎監獄官吏は其の當然有すべき威權及び當然受へべき尊敬は毫末も之を損するべしとなくして又能く囚人の良友たらしめるべし (同上)

○露國萬國監獄會議決議 (第四十六號の續き)

陸軍教授 野村泰亭譯

第五問 放免囚をして再び犯罪に陥るること無からしめ社會を以て放免囚の爲め再び損及及び擾亂を蒙ること無からしめ而して其放免囚の情況を世人に發露顯示せず之をして自由の生活中に在りて

飛譯

不便不安を感ずること無からしめんとするには放免囚保護場及び保護會社の施爲善く警察公安に關する事務の施爲と相調和して背馳せざるを要すへし如何に調和するを最も其宜しきを得るものと爲すへき

確定放免に至るまで官廳の監督に屬する假出獄囚に對しては公安上の利益を必要を顧慮し本人の情況に關する注意を斟酌して以て特別に問題を研究するを要すへき

第五問の答

(一) 本會議は保護會社は假出獄若くは確定放免を受け以て其保護を受くる者に對し直接に警察及び公安事務の協力を得て其權を執行せんことを望む

(二) 本會議は裁判所の書函中若くは警察官の手に在る放免囚に關する書類を容易に他人に示すを以て實際保護上の妨害となし又其者をして業に復せしむるの妨害となす故に又放免囚をして再び犯罪に陥らしむへき自然の原因と爲す

(三) 又警察官は保護場長に就き放免の後ち保護會社の保護を受けたる者の品行及び作業に關する書類を請求するおとなきを要す蓋し斯くするときは該會社は官廳に對し一切其責を任すに至るへければなり本會議は改悛せる女子に至るまで其保護を及ぼすを希望す

第六問 從來研究施行したる改良及び進歩其社會の安寧及び各自の利益に對する保護、罪人の改悛罪惡一般の豫防等刑事及び監獄に關する問題の眞誠なる性質と其問題の要する所以とを公衆に通過せしむるには如何なる手段を用ひ如何なる方法に依るを最も精確にして最も有効なりと爲すへき

第六問の答 公衆をして監獄及び犯罪豫防の問題を了知

せしめんに左の如くせざるべからず

(一) 各宗の僧侶は日曜學校に於て此問題の布及に盡力するべし

(二) 出版物に依り此問題を説明すること

(三) 此問題に關係あるの人々相會して講談會を設け特別の研究を爲すこと

(四) 國民たるものは其種類の如何を問はず監獄協會若くは保護會社に入會入社せしむるべし (完了)

下文掲載する所は清浦奎吾君と共に此頃歐洲を巡遊したる加地鈔太郎君の寄贈に係る「巴里府豫審判事アドルフ・ギョー氏著「巴里監獄及囚徒」と題する書中より抄譯する所なり伊太利生理學より諸派の學說を評論する周且密にして犯人の性理を尋求する幾ど餘蘊なし其論旨奇新にして監獄學者の耳目を新にせるの裨益蓋し鮮少にあらざるへし因て本號以下之を譯載せん

陸軍教授 野村泰亭譯述

○犯人生理

凡人人間の岐路に迷ひ幼冲より惡習に染むるの尤も甚しくして且其數の尤も多きは花の都ともいふべき巴里倫敦の二都より盛なるはなし願ふに路には正邪の二道ありて甲は一を取り乙は一に由り皆其向ふ所を同ふせず何の故ありて斯く二路に別るべしや外に誘へるの勢力現に存する

ありて之に逆ふ事の叶はざるや將た前世宿縁の然らしむるに由るや彼の邪道に墮り罪業を行ひ纏繞の苦を取る人々の自ら其生涯を討究し時として獄中寂寞無聊なるより端坐默考するときは此數條の疑問を解するも容易にして學者の几に倚り理を推し深く求むるか如きの迂且疏なるか如きにあふざるべし心理に通ずる者にありては罪人中に於て此の如きの考察を旋すすを愛へすして反て之を喜ひ彼れをして益々此の習慣を成さしめんことを望めり其心討究する所之を口吻に發露するに至り學者の探究始めて確實なるを得へければなり

學者の探求するは監獄に於てするもの蓋し多きに居る故に彼の刑法家と心理學者に於て實驗の材料と爲し考究の要素とするものは意ふに監獄に由らざるはあし而して其討究するや動もすれば皮相の看に過ぎず夫れ犯人を視察するは特に豫審の時にして刑名既に定るの時にあらず豫審の時にありては尙ほ未だ自由の身にして不羈の心を失はず又尙ほ復び青天白日自由の身とならんことを望み其習慣は尋常人たる時と毫も異なるものなし其意相は未だ前日を變ずるの迫あらず其相貌も亦純然たる尋常人にして且其言語は將さに寢食を俱にせんとする同囚の言語にあらず又之か作法を擬せず又之か業務を事とせず其服裝に至りても尙ほ拿捕の時の服裝なり犯人を考察するは其れ此時にありとす

然るに刑名既に決し其禁錮又既に定りたふんには一個人

たるの志を失して幽囚久きに彌るに至り其監獄の風に感染して稍々同一の趣を造成す學者是に至り或は犯人の風格骨相皆當さに此の如くなるへしどの速了を下さん是れ其看る所形外の表に留りて裡面の心性奈何を忽にするの罪に坐すと云はざるへかふす余を以て之を評したふんには是れ肉眼的謬誤と云はまくのみ

犯人の風格骨格の同一なるか如きは形外の原因に化せられて一時の現象を呈するに外ならず是を以て幽鬱なる牢獄の奥に呻吟する囚徒の同一様なる風格骨相を具ふるか如きは其天稟本性の然らしむるに由るにあらず乃ち其當下一時其身に纏結せられたる獄衣の反影に由らざるはあらず猶ほ適く之か譬を取らんか三角鏡を以て彩色を帯ふる光線を水面に反射し水色を七様に變せしめて而も其天然の水色は秋毫變ずる所無きか如し形外の原因何とよく本然の性を滅せんや學者宜しく深く意を留むべきなり衣服は組織の毛布なり頭前は剃髮し顔色は蒼白となりて其風格同一様となるも一たひ天稟の自由に復せるの日わらんには皆各々相異なるの人情を外に表發し再び本然の間となるや言を俟たす

著名の罪人生理學者は一牢獄の囚徒其表相類似して恰も一眷族たるか如きを見乃ち説を作して曰く習慣的罪人は卒に遺傳的罪人たるの本祖となり又此遺傳的罪人は生れなかつ惡人たる二三兆候を具へて其罪人たるべきを証す二三の兆候とは即ち顔面の不平均なるなり眼光の大なる

なり臆の潤きなり髯無きなり是れ罪人の兆候と爲すを得ん右の學者中一は較々謹重を加へて其説を主張し一は論脈を顧すして之を放言し遂に知れず謙し吾人をして當さに負ふべきの責任なからしむるに至れり其故如何其意を推して之を証せん人を殺し盜を爲し誓に背く等一として人類体格の構造奈何に由らざるはなく且つ其肉体機關の操作奈何に出でざるはなく無形の智力は少しも與かり知るものにあらず即ち故意を以てするにあらざればなり果して然かあふんに罪惡の言語は須く之を國語中より删除せざるへかふす左すれば罪人なる言語は某々學理上の大法に乘戻するの謂ならん故に罪惡の語に易ゆるに証明せられたる危險の語を以てするの優れるに若かず何とぞなれば道徳上善に乖り義に背きたるを以て惡と云ふにあらす唯々人に危險を加ふるを証明せられたるの事爲を以て惡とするの謂なればなり罪惡若し人体の構造に出でるとするときは奚を以て其人を咎むるに足らんや善に乖り義に背くも其心の致す所にあらずされはなり此説は道徳を維持する能はざるの恐ありと雖も國家の安寧に關して或は大害なきを得ん何ぞかれは罪人生理學者は体格の構造よりして遺傳的犯人の部類に入るべき者を處するに少しも假貸する所あらず故に尋常法律は吾人責任の其身に存するの本義に本き痼癩等の爲め一身の主宰其力を減するに至り之に加ふるの處刑を輕減すと雖も彼の學者の如き社會を保護するが爲めには此の法律の緩慢なるか

如きに倣はず之を處するに益々嚴重を以てせんことを望めばなり罪人生理學者の處刑を考ふるは道徳に乘戻するや否を準的とするにあらずして専ら其國民利益を害すると否とを主眼とす故に其生來遺傳的惡性あるよりして惡業を犯せる罪人を罰するや異常の時機に遭遇して忽ち惡念を催し若くは親近する者の教唆に依りて罪惡を爲す者に比すれば嚴酷ならざるへかふすと爲す其意以爲く前者は先天の性に出で、自ら克つ能はざるものなり故に其害を致すも時と地とを撰まずして其惡性たる得て治すへかふす後者は所謂一時の出來心に出るものなり故に一たび教戒を加ふるあらば之をして再び罪を犯さしめざるを得へければなりと

上來論し去る所の如んは國家は固より安寧を保全するを得ん然るに彼の復舊説を爲す者は云く罪囚は一たび矯正して善に移らしむるも其子孫に至りては祖先の性に復するか故に殺人罪にして幸に死刑を免せられたる者は「ユウニール、カンドニー」等に移住して遺傳的罪囚を此土に増殖せしめ以て本國の害を避けざるへからずと是れ理論滅裂して無稽の謬説を成す前記罪人生理學者は復舊説を爲す者の行ふ所を踏襲せず

然りと雖も罪人生理派の如く人心を以て肉身の奴隷たりとするときは偶々以て吾人に加ふるの教育も其功績なく自ら天性の惡念を制するの意無からしむるの弊を生ずるに足らん然らば國家其のものは安寧を保全するを得る

も其國家たるの尊榮と威光とに於て損する所無らんか夫れ此の如く人性如何に由りて處理し別に確乎たる目的なく又標準なく一に利害を本とするときは既に善なく悪なく理なく非なく於是吾人は皆得て免るへかたざる肉身上の法則に屈從し自ら其心の欲する所を行ふ能はざるを愛ひ恰も鬱々たる神經患者の如くならん其罪惡を行ふは其肉身の情一時外に發露するの變態ならんのみ其德行たり技能たり慈悲たるは皆吾か機關より知らず識す外に發し分子の動動して他の肉身に感接するに過ぎず此の如くなるときは敬すへく賤むへく賞すへく罰をへさの事一舉に之を掃蕩せざるへかたず犯人生理學者の與旨は當さに此の如くなるへし

(未完)

諷 叢

◎換へ玉監獄 とは何そや 囚徒の換へ玉を出せしより此の名を得たりと云ふ。

◎犯數は半數 とは何そや 偽名して裁判上再犯の處分を逃かるゝ者多く再犯以上の囚人の數は實際再犯以上の者の半數を超へざるより此の稱へ出つ。

◎叱られ典獄 とは何そや 蘇清にて典獄藝妓に叱られたりとのふと新聞紙の傳へしより此の名あり。

◎賞表の代價 とは何そや 時として亡父母等の香花料、讀經料。時として被害者への賠償金。

◎懲役人某與友人書

某月某日某頓首百拜某君足下に白す某曾て郷友某等と相談り共に郷里を辭して東京に至り幸に職を東京警察衙門に奉するを得たり實に某年某月なり幾はくもなく神戸出張の官命あり次に其地に至る此地や繁華言ふ可かたず遂に滯在中若干の負債を致せり嗚呼是れ實に一生の禍根なりき越えて某年某月歸京の際偶々債主某に途に逢ふ詰責甚た嚴某百方哀請する所ありと雖も一も聽かれず而して詰責益々甚たし到底公裁を仰かすんは己まざるの勢ひあり某策の出る所を知らず遂に職を辭して横濱港に潜匿す後ち貧愈々甚たしく朝に夕を支へす是に於て復た東京に出て内務書記官伊集院兼好に依り再び吏となるを求む而して遷延命を得ず貧益々窮りて債愈々多し皇天后土の廣と雖も亦身の措く所を知らず恐懼何そ己まらん於是乎良心遂に昏迷窃に同宿者の所有を奪て一時の窮を濟せしに何を圖らん天網忽ち至り懲役五旬の刑を獲たり後悔及ふ可からず既にして期滿て獄門を出つ時に人あり某の貧窶を憫れみ某を待遇する頗る懇懇且つ某に請ふに某家に伴はんふとを以てす某謂く津津舟を得たりとは其れ此事かど喜

ひ何そ勝へん遂に其言に従ふ豈に圖らん此は是れ盜品を販賣するを以て業とする奸商なりとは某遂に此毒教に入り而して良心益々昏迷せり嗚呼悲ひ哉爾來兇惡の徒と交はり日々偷盜を事とせしを以て再び懲役七旬の刑を獲たり然るも尙は未だ前非を改めず後ち愈々兇惡を逞しうせり是れ此累罪積惡何と天罰を免かる可けんや終に懲役十年の嚴刑を以て罰せらる實に明治十三年四月十日也某此嚴罰を蒙るや憂愁實に措く能はず漸く往年の兇惡を悔い暗涙胸を打つ時に官深く此罪囚を憫れみ教師を以て上帝道を諭さる訓導頗る厚し於是乎初めて天地間の大道を知り我が罪惡の重きに戰慄し伏て教主の洪恩を謝し仰て天父の光榮を讃し慚悔血に泣く爾來天父の恩に因て幸に良心の光輝を得查は役に勉め夜は學に苦しみ勵精切磋茲に二歳有餘官途に此悔改の心を憫れみ某を以て誘工に命せらる恩惠の厚き此の如し某奮發はざるを得んや刻苦難勉斃れて而後己まらん而已若し幸に刑期間恙なきを得るか或は特恩を辱ふして再び青天白日を仰くを得は馳て父兄の膝下に泣謝し身を碎いて此不孝不悌の大罪を贖ひ終身誓て酒色を禁し以て正直を勉めんとす熱心望むとよろ只これのみ伏て乞ふ足下之を憫れめ頓首々々

◎爾まづ改めよ 某所にいども熱心と自ら云はるゝ監獄官あり或る時客に對し説て曰く遇囚の要は先づ獄内の舊

雜 錄

○獨逸聯邦監獄經營議談 (承前)

○飲水

現設の市中水道より水を引く等の如き他の方法を以て水を引く能はざるときは本監舎中相當の高き場所貯水槽を備付くへし而して貯水槽は總て之を合せて監獄に必要なる水量の半を容るべきものとす貯水槽には可成的器械を用ひす牛を以て唧筒を動かして日々二回水を汲込むへし貯水槽は二箇宛組合すへし各洗滌室に於ては壹箇、分房翼舎の各階に於ては二箇の噴管を設け各々桶を備付くへし猶又水道より水を引く數多の裝置を監舎の内外に設け火災の豫防に備ふべきものとす

既設の市中水道に接して監獄を建設するを得へしか又は高所に設けたる總水溜めより多くの費用を要せずして三階迄自然の壓力に由り水の昇る如き地形のある以

上は管理上最も便利なりとす若し然らずして水を井戸より取るに唧筒を以てせざるを得ざるるときは中央樓に接する寺院の入口の上か又は分房翼舎の地上に貯水槽を置くへし唧筒の使用上に障礙を生ずるか又は一時非常に水量の減するとありて例へば失火の際困難を受くるとなかなんか爲め貯水槽には日々用ゆる水量の少くも半を汲入れざるへかす唧筒を使用するは器械に依らず人力を以て常に之を動かすへし是れ身体を健康ならしむるのみならず懲戒上甚だ効あるを以て如何なる事情あるも此法を廢すへからず唧筒は例へば中央樓の側にして浴室の下の如き一の場所に設置し只一人の看守人をして唧筒に付て働作する囚徒を監察するを得せしむへし水噴管は監舎の各部に不足なき様設けざるへからず斯の如くするときは囚徒が各自居住すべき場所を離るゝ虞なきものとす又監獄の庭内並に其外部の適當なる場所に水道より水を引くの装置を設くる所以のものとは他なし一朝火災の變あれば之が消防の用に供し且樹木及庭園菜園に灌漑するにあり其他運搬車の積荷を卸す場所の側に於て願くは水槽を置き又は水道より水を引くの装置を設け若くは井戸を堀るへし是れ運搬車及運搬の用に供したる器具を洗淨する水に缺乏せざるか爲めなり

○廢棄物及汚水取片付のよど

既に設けある溝渠に近接せざる場所に於ては廢棄物を運

搬して除去せし各翼舎には閉鎖したる鉄製の運搬車を備付くへし此運搬車は三箇の重り合たる洗滌室の排遺管より排遺物を受け又糞尿を受くるものとす洗滌水及汚水は他の汚水管及び地下の水管を通せしめ以て排除すへし運搬車は毎日外圍の塙の外にある場所に進め其所に於て空虛にすへし

團圓窩は水の漏出せざるを保し難ければ衛生上必ず之を設くへかす溝は其設所並に保持に非常の費用を要すれば監獄に設置せる能はず廢棄物等を日々運搬するの法は最も單簡且清潔にして監獄近傍の地に汚物を漸染せしむるの憂なき良法なり此法は之を灌漑溝を造くるに比すれば多くの勞力を要すも雖も實際に於ては通常人の想像するか如く悪しきものに非ず六百「リイナル」を容るゝ運搬車は百六十名を繋四する分房監獄の毎日の廢棄物を除去するに足る若し之を能く構造するに於ては八人にて容易に挽行くを得へし然るに各大分房監獄に於ては若干の囚徒外役に服するを以て車を挽く者の數を増して十六人となすときは凡二時間にて運送し終るへし廢棄物は確かに健康に害あるものとす若し監獄より少しく隔りたる所に於て地瀝青を敷設したる肥料溜りに於て廢棄物に家畜の肥料、土及其他のものを混合して用ゐるときは農業上益あるものとす人畜の廢棄物を混合せざる汚水を公共の水流に疏通するは衛生警察上禁すへき事に非ず

○病監

病院は特別の場所に於て東南に向け建設し地下階を設くへし病院の敷地は總敷地の百分の七と定め少くも患者三分の一に付ては病四分房(其内二箇は癲狂患者室とす)を構造し残り三分の二は三乃至五の臥榻を得へき病室に入場せしむべきものとす病四分房の大きさは少くも四十立方「メートル」を要し雜居の病室は一臥榻に付て二十五立方「メートル」とす病室は大なる窓を以て照射したる幅三「メートル」の廊下の片側に設くへし大なる病室には可成相對したる兩側に於て窓を設くるを可とす分房翼舎に面したる室の窓を半より下には曇たる玻璃を嵌入し分房の窓より洞見するを防くへし廊下は地瀝青を以て蓋ふへし總て病室には格子の付たる大なる窓を設け通常の玻璃を嵌入れ板簾を掛くへし病院には局處の温暖法を可とす燂爐は猶又空氣疏通の用となすへし牀と天井の下に各一の孔を明くるに於ては各室の惡しき空氣を吸収すへし但此等の孔は夏冬となく常に燂められたる空氣疏通管を以て連絡するものとす此管は之を掃除するを得へき様設置すへし各病室に於ては獨居房に於けるが如く陶器製の運送するを得へき一の便器を置く臥榻は通常の病院に用ゆる鍛鉄製の臥榻とす

地上の第一階に於ては藥局兼醫員室を置き此他各格に於ては茶室、浴室、洗滌兼團圓及患者看守室各一ヶ所を設く但患者看守室は可成二箇の大なる病室の間に設へし

地下階に於ては小洗滌室、蔬菜室、消毒室、炭庫を設く患者の食料を烹煮する炊所は病院中に設置すへからず屋背の下の階は使用するとなし

地下階、茶室、浴室、洗滌室の牀は地瀝青を以て蓋ひ病室、醫員室、看守室には板を張るへし特に傳染病患者を入場せしむる若干の病室の牀は堅き圓石を敷くへし壁は總て油顔料を以て塗るへし斯くするときは之を洗落するを得へき者とす死屍を入置く室は病院外に設立するを可とす

ホーフラードドクトルグッチ氏は前に掲ぐる原則の説明を與へたり請ふ之を左に掲載せん

監房の間に病室を構造するは其宜を得たるものに非ず寧ろ隔離したる地に粗客の小舎を建設し之を以て病院に充つるの勝れるに若かず其理由を辨明し且病院の爲めに特別の家屋を建築し費用を支出するも無益の業にあふさるるとを明瞭なすしめんが爲めには傳染病の蔓延の危険を説かざるも各監獄に發生する核血病の大害あることを示すを以て足れりとす病院の大きさは經驗に依るに監獄總敷地の百分の五乃至七と定むるに於ては其宜に適すへし入院せしむべき者は重病の者に限るへからず蓋し作業に従事する分房に於て患者に食料等を給するは取繕上容易ならざる弊害を生ずるものなり此事は措て問ざるも輕疾の者にして暫時入院せしめ治療を施すを要する者少からず

患者の三分の一は分房に入れ其三分の二は三臺乃至五臺の臥榻を設置したる病室に留置するの法は患者を隔離し及雑居せしむるの必要に適するものなり尤も多くの場合に於て衛生上並に規律上必要なりとする監察を絶へず行んが爲には各階に於て二箇の大なる病室の間に一の看守室を設け其室に格子を嵌めし夜間にも亦隣室の患者を監察し得へらしむへし

暖温機と關係を有する空氣流通法の外相對する所の大なる窓及び戸を以て空氣を充分に交換するの準備あるに於て患者に割當たる空氣容積を病室に於ては二十五立方「メートル」とし患者を留置する分房に於ては三十乃至四十立方「メートル」を以て足りとす總て病室を廊下の片側に構造する時は大なる病室には廊下の外部の窓と通する所の窓を廊下の壁に設け以て空氣の流通を好くするを得へし癡狂者の爲め二箇の分房を設へし該癡狂者は監獄若くは癡狂院に於て治療を加ふる可なり尤も癡狂院には發病するや否や直に入院せしめざるを通常とす癡狂患者の分房の構造は其壁を平滑になし「セメント」を以て接合し突出したる箇所を設けず戸、窓、暖温機は堅固になすへし其他の裝置をなすへからず病院は何れの處に於ても窓に格子を嵌めざるへからず溝の附きたる玻璃は眼に害あり室内より屋外を見透すへかゝる所に於ては曇りたる玻璃を用ひ若くは玻璃に外方より單に白色の油顏料を塗るへし

病院の周圍の庭は高さ二五「メートル」の塙壁を以て圍繞し其内に質素なる花園を設け疾病の回復に赴きたる者又は輕症者をして久しく屋外に出て他の囚徒と妄に交通するの虞なくして自由に遊歩するを得へからしむへし

屋背の下の階を全く使用せざる以上は火災の虞なき材料を以て病院の屋背を葺くを要せざるなり

二十五人より多からざる患者を入院せしむへき病院は一階造に建築すへし何と云へば此場合に於て適當に監察せんか爲めには一名の看守人を以て足りとすればなり二十五人以上の患者を入院せしむへき病院は二名の看守人を要す而して之を二階造に建築するときは各階に一の看守室を構造すへきものとす

○炊所及洗濯所

炊所及洗濯所は四方閉圍したる特別の庭内に於て一階にして地下階のなき家屋中に設置すへし但該庭は病院の庭と接すへからず炊所及洗濯所は兩所の烹煮器械を其中央にある所の大なる煙突の周圍に集め得へき様相接続せしむへし但兩所の間に交通を禁すへし該煙突を被覆するときは自然生せる所の水蒸氣を吹出すの効を有すへし

預備の煙突を設置するに付ては熱慮をへし炊所と洗濯所の間の壁には閉閉するを得ざる堅固の窓を設け一方の看守人一時不在の時に當りては他の方の看守人に於て囚徒を監察し得へかしむへし

竈は烹煮の法に依り食料中に總ての滋養分を含有せしむる様構造をへし方今は重湯煮法を用ゆるに於ては此目的を達するを得へきものとす此烹煮法に付ては蒸氣釜を据付くるを必要とす

炊所及洗濯所の入口は可成的別異にすへし兩所に充つる家屋の高さは四「メートル」を超過すへかゝる天井は鉄柱を以て支へ穹窿に構造すへし土床は透明にして幾分か滑かなる堅き匾石を敷設し水の浸みざる様になし水溜の方に急流の溝を通し總ての水を速に且容易に流下せしむへし速乾器械は洗濯所の土床に安置し同器械の爲めに必要な空氣暖温機は洗濯所に据付け同所より之を使用す又土床に於ては洗濯物、貯藏室及光布機等を置く

麵包焼所並に小舎は炊所、洗濯所に接近して建築し總て是等の建物の背後の壁を以て炊所及洗濯所を建設する庭の圍ひの一部たゞしむへし其圍ひの殘餘の部分は高さ三乃至四「メートル」の塙を築くへし但此塙は周圍の塙に觸れしむへかゝる病院並に炊所等の庭を圍回する所の塙は凡そ五「メートル」の距離にて周圍の塙と並行に設くへし是に由て生ずる所の環路は番兵の巡行する所とす

本監舎外に炊所を建設するは周圍の塙に接せざる庭に於て炊所を設くるは安寧上尤も必要とする所なり蓋し一監獄の炊事及洗濯の業は多量の器具を要す而るに若し炊所周圍の塙に接するに於ては尤も不熟練の囚徒と雖も該器具を用ひて周圍の塙を踏越せんと企圖すると

あるへし又如何に嚴重に監察を行ふも總て是等の器具に眼目を注ぎ囚徒が逃脫の爲めに之を使用するを防制し得ざるへし加之是等の器具の在る所の庭にして直に周圍の塙に接するときは其塙は假令高さ六「メートル」以上あるも監獄の安寧上益する所なし然るに閉回したる炊事洗濯用に供する庭を設け其周圍に炊所、洗濯所、小舎、廠車廠を建設するに於ては管理上非常の怠慢あるに非ざれば囚徒が周圍の塙に踏越するの補助となるへき器具にして周圍の塙に接する他の庭あると云ふるへし故に囚徒逃脫を企つるときは第一炊所等を設ける庭内に侵入し其所より長き器具を取出し而る后にあつされば周圍の塙を踏越するを得ず而かも尙囚徒に於て看守人若くは番兵のすきを伺ひ逃脫するときは即ち看守人等は囚徒の塙を踏越するるとき下に梯子を保持すると同一に職務を怠りたるものと云ふへし該建物は一所に集め是を以て該庭の圍ひの一部分に充て高さ三乃至四「メートル」の圍ひの塙の幾分を省略し猶又庭内は空虚になし通觀するを得せしむへし是等の建物並に圍ひの塙は必ず周圍の塙より少くも五「メートル」を隔つへし然らざれば彼方の塙より此方の塙に乘移るの恐あり

小舎の建築に付ては節略に過くへからず抑も監獄の經理は許多の大なる物置を要するも本監舎内に之を設くへかゝるに小舎の構造は些少の費用を以て充分なる

に因り、竝に其飲を補はさるへかす
馬鈴薯、蔬菜等を貯蔵する爲め地窖を設くるに付ては
熱慮せざるへからず但炊所及洗濯所に充つる建物の下
には決して地下槽を設くへきものに非ず蓋し該建物に
於ては多量の水を注ぎ流すを以て穹窿を透して水の滴
下するの憂あり斯の如き地下槽を設くるの利益は決し
て其費用を償ふを得ざるなり
炊所及洗濯所は相連続して建設し相對する兩側には大
なる窓を設くへし斯くするときは則ち空氣速に且全く
交換するを得へし窓には格子を嵌むへし水蒸氣を除去
するには炊所及洗濯所に火を盛んに燃し首たる烟突を
可成的絶へす熱せしむへし水蒸氣を吹出さしめんか爲
めには首たる烟突を被覆するを必要とす又た兩所の高
さを四「メートル」に限るときは蒸氣を除去するに大に
便なり何とぞなれば家屋の高きに從ひ益々蒸氣は冷却し
蒸氣を吹き出す所の烟突は容易に之を吸取せされはな
り
囚徒を看守し且作業を監察するが爲め炊所及洗濯所に
各一名の看守人を定むると雖も行務上一方の看守人一
時他出せざるを得ざるとあり此場合にて囚徒をして監
察を免るゝを得ざらしめんが爲め兩所の間の限界の壁
に二箇の窓を設け一方の看守人をして他方の囚徒をも
併せて看守するを得せしむへし但此兩所の間の窓は一
は兩所に於て使役する囚徒の共謀を防ぐ爲め又一は洗

濯所の蒸氣の炊所に進入せざらんが爲開閉の出來さる
様構造すへし又洗濯所の蒸氣を炊所に進入せしむへか
らざるの理由よりして兩所の入口を全く離隔すへきも
のとす兩所の天井は鉄の支柱の間に穹窿に構造すへし
炊所洗濯所の面積は六十乃至七十平方「メートル」にて
足れりとそれは幅六「メートル」長サ十乃至十二「メー
トル」を以て適當とす速乾器械の暖温機は洗濯所に備
へ付くるに於ては看守人之を看守して囚徒に使用せし
むるを得へし洗濯所には汚穢なる洗濯物を入るゝ室炊
所には食品を入るゝ室、麵包切室、給養の物品を入るゝ
倉庫等を設くるに付ては注意せざるへかす炊所並
に洗濯所に於て使役せざるゝ囚徒及官吏の團圓は兩所
の近傍に設置すへし但其所より全く離隔すへきものと
す
烹煮器械の撰定に付ては第一規定せられたる給養法に
依據し殊に該法に依りて該器械の數を定むへきものと
す尤も自然必要な給養品は之を料理して可成的滋養
分を含有せしむへし多くは澱粉質を含有する囚徒の食
品は之を直に火に接せしめ又火氣にて暖め熱度を盛に
して之を煮るときは不消化となり且又囚徒に給する肉
は其量些少なるに其滋養質の過半を失すへし是れ實驗
上然りとす所なり故に近來重湯に於て食品を烹以て
消化し易からしめ又滋養分を多く含有せしめんとを試
験せしむ未だ精確なる結果を得ずと雖も分房監獄に炊

所を建設するに方りては特に茲に注意せんとを欲す
(未完)

○獄事上の難問題

現今及び將來に於て講究を要すへき獄事上の難問題固よ
り少なかりず豫め之を擧げ盡し得へきにあらずと雖も左
の如きは又其重なるものゝ内なるへきか
一 彼の「パノプテコン」形(十字形と譯すへきか)に監房
を構造するときは各監房太陽の光線を受ける事平等なら
ず就ては該形の外如何なるものを以て最も善しとぞ
か(又二階平屋孰れを可とすへきや)
一 最も簡便にして多く費用を要せざる分房建築法如何
一 短期刑囚の全期及び長期刑囚の初期は懲戒の嚴密な
るを要すへし右懲戒に最も効力ある方法如何
一 短期刑囚の全期長期刑囚の初期に係る懲戒法は囚人
をして如何なる有様に至らしむるを目的とすへきや
一 右懲戒法を施行せる期限は如何
一 囚人行狀調査規定は如何に定むるを最も適實と爲す
へきや
一 囚人に假出獄を許さんとする前に在て其悔改の眞偽
を試むるには如何なる待遇法に依るへきや
一 短期刑囚の再犯を防止せるには懲戒を嚴密にするど
再犯の爲めに加ふる刑を重ふするとの外如何なる良法
ありや
一 幼年囚を分房に拘禁する日數の制限如何

一 私立の出獄人保護會社に對する官の監督其他の關係
は如何に爲すを可とするや

○在監人の茶

一 刑期満るも改悛の狀なき者の如きは保護會社に於て
も之に保護を與ふるを欲せざるのみならず該社に交
付せば逃走すへし斯の如き者は悔改の狀ある迄猶ほ監
獄内に留置するを可とぞるや若し監獄内に留置するを
可とせざるときは其處分法如何
一 國事犯若くは言論に關する犯罪者の爲めに特別の規
定を設くるの要否如何
一 在監人の茶
在監人に茶を與ふるとよるなきにあらずと聞く是れ極め
めて稀なるへきよと云ふも茶の如きは衛生上別に必
要もなかるべきを以て給與すへきものにあらずと思考す
○戒護吏の喫煙
戒護吏戒護中に於て喫煙するは監獄の規律を害する等其
弊言ふへからず然るに此事たる一般に對し禁令なきを以
て支署杯に在りては往々之を見るを云ふ就ては其筋より
一般に對し嚴禁せられんことを希望す
○假出獄停止報告
假出獄停止報告書の宛を内務司法兩大臣連名に爲す向き
少なかりすと聞く然るに右は内務報告例に依り各別に調
成すへき等のものなりと云ふ又都て上申書は一通なるへ
きに往々二通出すありと云ふ是れ等は宜しく當務者
の注意すへきよと云ふん

○刑法の再犯、監獄の再犯
 刑法の再犯と監獄の再犯とは之を同様に視るべきにあらす蓋し再び監獄に入るものは先きには懲治場に在りし者なるも尙ほ之れを再犯として別異すべきと治獄上當然の事となりとす文字に拘泥して遇囚上の大原則を誤まるへからず刑法の再犯は刑の適用上の事にして監獄の再犯は其人の別異の爲めとす其規定の原因既に異なり豈に之を同視すへけんや然るに所に依りては刑法の再犯と同様に解する向きありと云ふ是れ偏に其文字の同一なるによるまどなるべきを以て監獄則の再犯は再入の意味に改められんことを希望す

●今日の如き日曜日及祭日の大教誨は全廢あらんことを望む

一堂に數百又は數千の囚徒を會して大教誨を施すも其勞多くして其益少なきは既に定論なりとす要するに教誨は個人的に出てされは其効果を取むるまど能はざるへし而して監獄則施行細則第九十三條を見るに教誨は免役日又は日曜日の午後又は平日罷役後又は休役間に於て之を行ふべしとあり然らば則ち教誨は必ずしも免役日若しくは日曜日の午後には之を行はざるを得ざるものにはあふざるへし免役日か日曜日午後か罷役後か休役間かの一に於て之を爲し他に於ては之を爲さざるも妨げなきまど、信するなり就ては免役日と日曜日と其他とを問はず常に屢々個人的教誨を施されんことを固より切望せる所なるも免

役日又は日曜日に於ける彼の今日の大教誨は殆んど儀式的にして其結果無効ならざれば有害を免かれされは今日の如き大教誨は全廢せんことを望む

○假留監に在る徒刑囚は内地にて假獄を許されんことを望む

刑法第五十四條に「徒刑の囚は假出獄を許さるゝと雖も尙ほ島地に居住せしむ」とあるを以て徒刑囚は島地にあらざれば一切假出獄を爲し得ざるか如しと雖も徒刑囚は皆島地に居る者にあらす内地にも徒刑男囚を拘禁し得る場所として各假留監あり徒刑女囚を拘禁する場所として懲役場あり斯の如く徒刑囚は内地にも之を置き得るものとす既に内地に置き得るものとすれば内地に在りて假出獄を許すの條件具備するに至りたる者には内地に於て之を許すも固より差支なかるべしと信するなり蓋し刑法は徒刑囚は悉く島地に發遣したるものと見做して此規定を設けたるものなるべきを以て此規定は即ち島地にある徒刑囚の上に設けられたる規定に過ぎず既に刑法の精神の幾分を枉げて或る時限、内地に徒刑囚を置き得るまど、爲したる以上は其間に假出獄の期限來りし場合は内地にて之を許すも刑法の五十四條に抵触すと云ふべからず若し否らずして之を許し得るとするときは内地に拘禁せられたる徒刑囚は假留監あるが爲めに假出獄のとなを刺かればなりと云はざるを得ず是れ反て刑法に抵触するものにあらずや。本條は島地にある徒刑囚のみに對しての規定

なるまど疑ふへからず且つ本條に徒刑の囚とあれど其女囚の如きは常に内地にあるものなれば無論内地に於て假出獄を許し得へし、女囚は内地にあるの故に内地にて之を許す男囚胡爲れそ夫れ然らん就ては徒刑囚の内地に於て假出獄を許されたる例は未だ之を聽かざるも將來は之を許され内地に拘禁せられたるか爲めに假出獄に漏るゝが如き不幸なかふしめんことを希望す

●監獄則の實行は當局者今日の責務なり

世の所謂監獄熱心家は口、監獄改良のことを絶たず其改良談に熱心なる誠に賞すへしと雖も其談常に監獄則以上に奔り監獄則の實行如何は措て顧みざるの頃無きにあらず是れ豈に今日の一怪事にあらずや此の如き熱心は實際の効果甚だ覺束なきのみならず或ひは有害の結果なしとせず眞の獄事改良家の甚だ探さざる所なり現に其實行の責任ある監獄則すら實行し得ず而かも其責任を顧みず其實行に全力を盡さす情として其以上を喋するは其れ豈に兒戯に類するなからん乎自己の責任をも盡し得ずして漫に高尚の改良を談するは事業の妨げとならずして何ぞや今日の獄事家たるもの宜しく先つ現行監獄則の實行より着手すへし今日の監獄則の別異法と雖も規則通り之を實行するに於ては其効決して尠少にあらざるへし目下の急務は勅令たる監獄則の實行即ち勅令の實施にあり勅令を實行すへしと云ふ其言奇に似たれども實は決して奇あ

らす事實此勅令の實行せられざるを奈何、是れ豈に當局者の罪にあらずや當局者宜しく猛省して可なり

○屏禁處罰中は作業を禁せんことを望む

近來各地とも往々分房制を試行するに至れり就ては彼の屏禁處罰囚の如きは此分房制拘禁の囚人と毫も異なるなし、分房制を試行する監獄に在りては今日の屏禁の懲罰は既に實際には消滅し歸したるものと云はざるを得ず將來益々分房制の試験を擴張するに至れば愈々此の如くなるへし因ては屏禁處罰の囚には作業を禁し單に一房に一囚拘禁するまどとせば當に分房囚と區別し得るのみならず其懲罰の効力も亦大なる故に屏禁處罰囚に作業を課せるまどは禁せられんことを切望す

○外國人拘禁上の注意

今日と雖も往々外國人を拘禁する向あきにあらざるか右に付ては一房に一人を拘禁する等別異上適當の注意を望まざるを得ず且つ食物の如きも醫師の意見に依り大に注意を要すへし然りと雖も我が監獄則に依りて處分し得べき事柄に至りては本邦の囚人同様決して一歩も假借せざらんことを望む

○監獄には小監獄と雖も唧筒の設備を希望す

大監獄に於ては數個の唧筒若し出來へくんは蒸氣唧筒を備へんことを希望すれども小監獄には斯かることを望み

得さると勿論なるが、せめて唧筒一個は必そ之を備へ其使用に習熟せしめんを望む可く所に依れば小監獄に於ては龍頭水の如きものを備ふる向少なかつすして防火に不充分なる感ありと是れ此の希望を述ふる所以なり

○囚人の食物購求は成るべく制限せんことを希望す

工錢は力めて儲蓄せしむべきを勿論なれば購求食物の度敷及び種類の如きは成るべく制限して行狀善からざる囚人の如きには仮令作業に勉勵するも之を許さざる等の注意あるべきを固より當然なり然るに食費を賄ふ工錢を得る以上は之を購ひ給するを監獄側の精神なりと誤解し苟も其工錢食費を賄ふものには一月十回迄は務めて購求を許さんとの方針を執る向もなきにあらすと聞く此の如きは工錢給與の大趣意に反るべきなれば食物購求の爲めに工錢貯蓄の主意を害せざることを切望す

○長期囚の衣類は賣却して其放免時の衣類再調費に充てしむべし

長期の囚人の衣類は長く保存し置くべきは其價を減ずるのみならず保存に堪難きものも少なからざるへし故に監獄側施行細則第五條の例を適用し本人の承諾を得て之れを賣却し其費用は監獄中使用せしめし出す監時の衣類再調費に充つるの注意あらんことを望む斯くするときは監獄内に數多の領置品を置くの面倒を省くの一助ともなり

○各監獄の統計表は其調製方を一定せんとを望む

各監獄の統計表を見るに府縣を異にするに隨ひ其体裁並に材料を異にし各地區々にして精粗一ならざるを以て之を取りて全國の獄事を論評するの材料と爲すに足らず故に莫大の費用を費やして調製したる監獄統計表は只其一府縣の用を爲すに止まり廣く一國の用を爲すを得ず是れ甚だ遺憾ならずや就ては自今各府縣能く協議を遂げ其構式材料を一定し唯一地方の監獄統計たるのみならず日本全国の監獄統計を作るの注意あらんことを希望の至りに堪ふるなり

演説

○獄事懇親會の席上に於ける白根内務次官閣下の演説筆記

私は今日皆様に申し上げます程のことばかりませぬ、さりなかつ斯くの如き盛會に當りまして何にか一言申し上げたいと云ふ念慮を嘔吐に生じました、其念慮の生じましたは別でありませぬ、今日一ツ橋外の講義室に於きまして小松原君北垣君清浦君の御演説を拜聴致しまして監獄の改良其他監獄のよみに付きまして將來我邦に於いて斯様なことを致さねばならぬ、斯う云ふことをせねばならぬと云ふことを御陳述になつた所を見ますれば愈々益々此

監獄と云ふものは、どうか私が職務上に於ては勿論、一個人としまでも熱心に此事に従事しなければならぬと云ふことを愈々益々心に持ちましたのであります、此たび政府は定めて監獄費の國庫支辨たるべき法案を提出せらるゝであらうと考へますが此前の議會に於きまして憐れ否決になりました次第、又今日提出になる所の所以も多少私に此所で辯する必要があると思ひますから其れだけを辯じます積りでありますが一休此監獄の費用は國庫支辨にせねばならぬと云ふことは勿論のこと、第二の議會の時分に政府は嘔吐に之を始めたものではありませぬ、内務省に於きまして數年來其心が勃々としてあつたのであります、併し如何せん支辨を國庫に歸しますれば其れ丈の財源がなければならぬが兎に角監獄費を國庫支辨にするのは最も必要である、是れは官吏位の輿論と申すのみならず府縣會に於きまして此事を繰々開陳して内務省に建白して山を爲そ有様であります、其れで此事に従事します所の我々のみならず地方人民に於きまして之を熱望して止まぬと云ふことを卜するに足りませぬ、故に政府は勇進して其費用を國庫に屬し將來監獄の改良を計るべきを企てたのであります、然る所が第二の議會には唯だ單一なる理由を以て而かも絶對的に反對致たす譯ではない、唯都合と云ふおの理由でありますが何の都合でありませうか其れに付ては之を議する人の胸中にあるまじきものでありませうが決して重要な理由があつた譯でもな

い、或る事情の爲にホダされて遂に此の監獄の法案は御承知の通り否決になつた譯であります、其當時私も稍々力を盡しましたが如何せん遂に今日の有様になりました、其れ故に政府は之を此儘に置きますか決して此儘に置く譯には參らぬ、清浦君が現に演説をされました通り政府が之を議會に提出致すのは義務であらうと思ひます、さうして何處までも此監獄法案をして立派な法律にして成立たせるおは今日に限らず若し不幸にして此第三期の議會に於きまして否決されるれば第四期に出して宜しい第四期で否決になれば第五期に出して宜しい、決してまだ今日の事を考へて見ますれば斯かる法案が一度や二度で通過しやうと思ふのは之は誠に誤り、考の足りないおとであらうと思ふ、併ながら三度續かせんと云ふ心を以て政度はやる譯ではない、出す以上は何度でも續けて提出すると云ふ心を充分持て居ります次第である不幸にして斯かる場合に際會しましたならば何遍でも構ふことはない、一遍否決したと云つて大に落膽をると云ふに及ばぬ……之れは大言かも知りませぬがどうも日本人は一体の事に付いて一つ何にか挫けるも後とを斷念して仕まうと云ふ、世の中の開けぬせいで御坐りますか、まわ一般にさう云ふ事が多いと私は認めませぬ、そう云ふ事では逆も此大事業を成し得るおは決して出来まいと思ふ、私も已に政府委員を仰付けられて居る以上は熱心に此事を通過させたいと今より覺悟を致し且つ又充分の取調べも

致さうと考へて居ります。幸に諸君に於きましても……此お席の方々は殊に監獄の事に直接にお當りになつて居るお方で有ますか。どうか御差障りが御坐りませぬなれば監獄に付て最も有益なるおともありませうか。どうぞ拜聴致したう御坐ります。

先づさう云ふ譯で御坐りまして今日の談話會は大に私の考に於きましては萬々好結果を得た譯であらうと思ひます。願ひますれば私がつまらぬ訥辯を以て議會で述べますよりは此有力なる諸君が實際と云ひ又經驗と云ひ學力と云ひ纏々陳述になりまして此聲が全國に響き渡りまして以上は私が議會に於て饒舌小なくとも善いと思ふ又迎も私は此の如き重要の事を辯じざるおとはないと信じて居る。即ち此聲が漸々響いて後々は、だまつて演壇に立つても通過するであらうと考へて居る。

其れから談話會のおとてありませうが私は此監獄談話會と云ふものを監獄舊話會と云ふおとにならしめんと望みます。何と云へば今日歐羅巴の監獄は私知りませぬが日本の監獄を段々巡閱致したおともありませうが改良すべき監獄があるなら其ものは段々改良して我々の趣旨を貫徹して善くしやうと云ふおとでありませう。若しも此の會が盛んに、此の如く熱心である以上は一年や二年、十年や五十年ではありませぬが遂に監獄は殆んど入らぬやうなおとになつて其時分に監獄は我々の誠心と根氣とを以てどう／＼是れまでにしたと云ふおとを云はれる

やうにしたいと私は存じます。即ち此會をして舊話會たるに至らしめんと私の希望でありませう。然し何處の世界でも監獄のない世界はない即ち監獄を改良して程度を進むるか進めぬかの話に止まると云ふおとでありませう。私は監獄はないやうになつて仕まうと云ふ程熱心に從事して一人も在監人のないやうにするおとを計らねばならぬと思ふ。先づ其位の考をして此會を始めた以上は能く何々會と云ふ丁度此櫻の花の様に盛んの時は盛んで有が少し経つと、その會が何處にあるやうに分かぬと云ふおとであつて……此會は世間に普通唱へる所の何々會と云ふ様なものではない又さうなつては我々の面目に關するであらうと思ふ。斯く有名之士、有爲の方々が集つて監獄改良其他監獄諸般のおとを講じやうと云ふ目的を以て熱心之に従事しやうと云ふおとに若し出来ないと云ふおとにしなければ……成る程あゝ云ふ人ですら此の如き善い會を拵へてもどう／＼續かないと云ふおとになりましては後世子孫をして此事業を斷念するおとにあるかも知れませぬ。そこで此會の長く續きまして永く帝國に益をなしてさうして其仕舞にはどう／＼監獄と云ふものは誠に能く善美を盡し、善美を盡すのみならず殆んど監獄には罪人は居らぬと云ふやうな結果まで立ち至らしむるの熱心を以て之に従事しやうして充分に此事を成し得んおとを私はおとまで希望致す御坐ります。

○監獄官懇親會席上に於ける廣瀨秋田縣知事演說

諸君私は去る三月初秋田縣知事を拜命しました廣瀨進一であります。知事の任を帯びまして未だ任地へも赴きませぬでありますから實際地方の監獄の事は更に存じませぬ。去りながら内閣法制局に多年奉職して居りまして唯今の監獄則及其以前監獄の取調委員を命せられたりして即ち此座に御いでになります清浦奎吾君其他の監獄熱心の諸君と監獄則の取調委員を命せられたりして御坐りまして耳に種々聞取りましたとも御坐りませぬ又内閣の特命を持ちまして或る地方の監獄を巡回致したおとも御坐りませぬ。其れから古い話で御坐りませぬが兎角監獄のおとは日本の人は甚だ冷淡であつたんで、即ち此座に御列席の諸君は皆な當局及び熱心の方々に御坐りませぬが社會の人は監獄のおとには甚だ冷淡である唯今在任の知事方には左様な人は御坐りませぬが以前拙者の聞く所でありませぬ。

或る地方の知事に於ては其時分は縣令で御坐りませぬが一年の間に監獄の巡視をしたおとはない云ふ人があつたさうで御坐りませぬ。斯様な冷淡なる縣令一縣の人民を管轄致して居る所の縣令、唯今で云へば知事、其人が一年に一遍も監獄を巡視せぬと云ふおとでは決して監獄の改良を望むおとは出来ませぬ。併ながら今日に於きましては其れ其れ監獄の改良の會が其れ其れ色々の名を設けて出来て居りますから昔のやうな冷淡では御坐りませぬ

い、即ち今日の此會の盛なるを見て即ち全國に於て監獄の改良に熱心注意する人が多くあるおとをトするに足ります。其れに付きまして色々私も心に貯へて居るおとも御坐りませぬが其だ訥辯でもあり又嗚嗚のおとでありませぬ。御話し申す順序を得ませぬ唯だ簡單に今日清浦君小松原君杯の御演說を承つて心附いたおとを申上げるおとに致します。

監獄の改良と云ふおとは容易な事であらうと云ふおとも御坐りませぬが其個條の中て一二茲に擧げて諸君に御相談を申したい事柄は清浦奎吾君の御演說かありまして監獄を改良致すには出獄人保護會社教誨是等の事柄は餘程緊要の事と考へませぬ。監獄の刑の執行の目的に付きましては色々のおともありまして私の喋々を待ちませぬ。即ち諸君の御承知のおとでありませぬが兎に角監獄に這込た人である以上は其れをして彼の習慣犯罪の如き極く賤しむべき所の窃盜のやうな見込のないものでありませぬ。即ち教誨師の藥劑に依て改心を致し世間に出て再び監獄のものを食はないやうに致します所的手段が御座りませぬ。是等の教誨師が盡力を致して心から直して往つて再び監獄の門に足踏をしない様に教誨師がどうか力を盡されたいおとでありませぬ。併し是れは教誨師のみを責めてはいけません。教誨師をして力を盡させるやうに致しませぬ。即ち必要であつて其れ等のおとは他日を期して諸君と御相談を申しませう。又出獄人保護會社のおとが最も

必要と考へます是れ等のおどは列席諸君に於ては縣下に少くも出獄保護の會社を速にお設けになつて特に財産のある有力者を成るべく御誘導になつて即ち社會の人が監獄に注意致しまするには銘々が此會社の會員となつて而して其會社のまことに盡力を致しますれば自然と監獄に眼を注ぐやうになります、世人が監獄に眼を注ぐやうになりますと自然と改良の方に赴いて来るまとは自然の道理に考へますかゝして世人をして監獄に注意せしむるの方法は列席諸君の御盡力にあるまじ、考へます、之を簡單に述べますれば教誨師をして教誨の功勞あらしめ、出獄人保護會社の設立になるまじを深く望むのであります、私も及ばずながも熱心の積りて御坐りますからして再び諸君と相會する時には充分腹稿を貯へて御話を申します、今日は突然で御坐りますから心で思ふて居るまじを順序を逐ふて述べるまじは出来ませぬ訥辨ながら己れの意見のある所を陳述致しまして諸君と御相談を願ひました丈で御坐ります

批評

第五 奉西監獄問答錄(承前)

世に始めて生れたる懲戒主義論中「監獄の目的と主義との別」を論ずる中に囚徒執る所の業務其身に苦痛にして

倦厭の情に堪えざらしむへしと云ひ又は囚徒を感化するに誘導の方法を用ひんとするは事既に晩きに似たり社會良民の中にあり或は幼時より多少家庭の教育をも受けて而して其良民たるを得ざりし囚徒か不充分なる監獄誘導の方法にて何ぞと良民に化すへきや等の如き文字には不幸にして同意を表すると能はざるなり若し不充分なる監獄誘導の方法にして果して其効なしとせば何ぞ進んで其不充分を充分ならしむるの方法を講せざるや單に不充分なるか爲に監獄誘導の方法を不可とするは其意を解するに若しまざるを得ず又宗教上に於ては人類は如何なる兇惡なる徒と雖も教導に依りて多少善道に歸せしむるを得べしとすれども實際之れを囚徒に適用して其効驗を見んまじは覺束なしとの斷言の如きは大早計の至りにして監獄教誨の基礎を蹂躪するものと云ふべし「又懲戒主義の本則」と題する一篇中に囚徒は皆て良民たり嘗て社會にありたれども遂に良民たるまじ能はざるものと概定して監獄の目的を達する最終手段として懲戒の方法を用ふるを以て其大則とするものなりと放言するが如きは囚徒中の種類拘禁時期の如何を問はずに懲戒主義に依らんとするものにして吾人の最も採らざる所とす。此斷言の如

きは吾人實に其果斷に驚かざるを得ざるなり。然れとも本書中監獄の事例に係る各國の答へ中には金科玉條少なからず今其一二を云はんは佛國監獄組織法中工錢は中央獄及中央獄と見做したる監獄なれば商法會議所の意見を諮ひ内務大臣之を定むと云ふか如き又各囚再犯毎に工錢十分の一を引き去る但し十分の一より少なからしむるまじを得ずと規定し初犯囚と再犯以上の囚と工錢附與に差あるか如き又賞罰の名義を以て工錢を増減するまじあるか如き又幼年囚には工錢を給せず然れども本犯行狀正しく且學問の進歩及工藝に服従するに準し多少の賞金を給するか如き又千八百三十一年の佛國國會に於ける囚徒を懲戒するは單に肉体を苦しめしむるにあらして専ら善良に誘導し法令に服従せしむるにありとの決議の如き是れなり且つや白耳義獄則中囚徒若し故意或は怠惰よりして衣服器具書籍工役道具等其他一切室内の破損を生ずるものは工役賃金を以て其損害を賠償しめ若し其償金不足の時は獄司より事務監督部に申立て相當の罰則を宣告すと云ふか如きは我邦に於ても亦望まじき箇條なりと云ふへし

(未完)

寄書

○假出獄停止に就きて

洋々散士 馬詳

頃日假出獄停止に就きて唱ふる者あり曰く假出獄中重罪輕罪を犯さるるものと雖も當該行政官に於て不都合と認むる時は之を停止するまじを得るなりと散士之を聽き其の說の奇怪なるに一驚を喫したり、そも此の事たる一小談柄たりと雖も若し之を誤るときは一差千里假出獄の目的を失ふや大なり且我監獄官に於ては殊に重大の問題と云はざる可らず

抑假出獄を停止するは如何なる場合に於てするやを確定せんと欲せば假出獄を許可する場合を確定せば問題自ら瞭然なると假出獄を許可するは刑法第六節第五十三條に規定したる如く重罪輕罪の刑に處せられたるもの獄則を遵守し後改の狀ある時は其の刑期四分の三を経過するの後行政の處分を以て假出獄を許すまじを得とあり夫れ行刑の目的は單に犯罪者に酬ゆるに辛苦を以てするにあらずして再び社會の安寧秩序を紊亂し法網に觸るゝと勿しめんか爲に感化、懲戒するものなれば斯の如き場合に至らば行刑の必要なや明かなり行刑の必要なまじを監獄に拘禁するは國家の不經濟たるや知るべきなり是に於て乎假出獄の規定を要す人、或は言はん果して散士

の説の如くんは何を刑期四分の三を經過するを待んやと然れども斯の如く規定したはる監獄官吏と雖も佛神にあらず又天眼通を得たる者にあらざれば短期の間に焉そ其の眞に改悛せしや否やを判定するを得んや之れに由て長年月(刑期四)の間に其の改悛の有無を判定せしむるの規定あるなり然れども囚徒の巧妙なる往々改悛の虚飾を爲し監獄官の目を眩し遂に假出獄の恩典に浴するを得るものあり斯の如きものは眞の改悛にあらざるを以て再び輕罪或は重罪を犯すおとあるは鏡に掛て見るか如し是に於て平假出獄を停止するの條文あり即ち刑法第六節第五十六條に假出獄中更に重罪輕罪を犯したるものは直に出獄を停止し出獄中の日數は刑期に算入するおとを得すとある是れなり此は言を換て之を云ふは重罪輕罪を犯さるものは些少不徳義の行爲あるも出獄を停止するおとを得すおとあるなり然るに説を傳ふるものは曰く是れ刑法の解釋を絶對的に下したるの過に因るなり抑々本條は假出獄中のもの重罪輕罪を犯したるおとに於て重罪輕罪を停止せざるべきおとを規定したるものにして重罪輕罪を犯したる場合の外は如何なる所爲なるも出獄を停止す可からずとの法意にあらざるなりと言を換て之を云ふは重罪輕罪を犯さすおと雖も不都合の行爲あるおとに之を停止するおとを得るの法意なりと嗚乎何そ夫れ法律の解釋を誤るの甚しきや散士は今之か誤りを明瞭ならしめんが爲に簡單なる一例を示さん茲に一櫻樹あり傍らの高札に書し

て曰く此の枝梢を折りたるものは參圓の罰金に處すと人あり樹邊に近つき手を樹木に觸れしに警吏之を見て叱咤して曰く此の條文は枝梢を折りたる場合の外手を樹木に觸るおとあるも決して罰金に處す可からずとの法意にあらず依て參圓の罰金を申付ると云は、田夫野老と雖も甘諾せざるのみならず沸然として怒り之か非理を辨明するなるへし然らば則ち些少不徳義即ち不都合の行爲あるも重罪輕罪を犯さる以上は斷して假出獄を停止する能はざるは曠々乎として火を規るよりも明かなり世の識者以て如何と爲す

○大日本監獄雜誌第四十七號
寄書欄内霞堂主人の第一問

に答ふ
既に放心生の答案を第四十八號に見る主人は果して首肯するか余は未だ該答案を以て満足する能はず因て卑見を答へんとす

年月日	摘要	種別	所	持金	給	與金
何年	入監=行受入	4	5120	5120		
何月	五 假出獄=下付	5	5000	2120		
何月中工費受		5			25	
何月						25

在監人の所持金及給與金を同一の帳簿にて取扱ふに右の様式に依るときは尤も輕便且確實なりとす此様式は人別簿にして別に整理簿(即ち受拂原簿)及出納簿を用ゆるを要す

○御斷り 空知の留岡幸助君、京都の田村英吉君、東京の福澤勇太郎君、土芳散史其他の寄書家より玉稿を寄せられたれども紙面の都合に由り遺憾なかつた號に譲るおとせり因て寄書家諸君の諒恕を請ふ

通信

○精勤證書授與
千葉縣に於ては去る五月二十五日全縣看守麻生徳三、關谷鍊太郎、片野金四郎、布留川勇の四氏に精勤證書を授與せられたり

○刑事人類學萬國會議
本年八月を期し白耳國(ブリュッセル)府に於て刑事人類學萬國會議の開設あるに付本邦よりは大學教授寺尾亨氏並に歐洲留學中なる坪井法學士參會せらるゝと云ふ

○支署工業主務の會議
岡山縣監獄署に於ては五月二十五日各支署工業主務を召集し獄務會議を開き科程及び食糧階級の改正其他の要項を議し六月三日閉會せり

○東北典獄會議

監獄費國庫支辨法案否決なりたるに就き將來の打合等の爲め中村宮城縣典獄發起人となり近々東北各縣典獄會議を仙臺に開く筈なり

○ゼーバツハ氏講義録の再版
佐賀縣監獄に於ては故ゼーバツハ氏の講義録を數千部出版し之を近傍の諸監獄へも配付したりと云ふ練習所に再版せず佐賀にて再版するは妙なりと配付を受けたる人の言ひにき (大坂の世話すき男報す)

○看守部長
茨城縣に於ては去る六月二日全縣看守大沼正良、杉浦長壽の二氏に看守部長を命ぜられたり

○教誨叢書
囚人書籍看讀のおとは感化上大に益ある事なるにより監獄則改正の際にも其書類の範圍さへ擴められし事なるが北海道監獄事業の進歩を圖る爲めに起りし同地の同情會にては本年一月より専ら囚人看讀用として「同情」と題する小冊子を毎月一回つゝ出版し監獄の教誨及び各宗の説教、經濟、理學、用文章、讀方入門、勸話、格言等悉く囚人の教誨に適切のものを採録されしか讀者に益を與ふる事少なかつとて今般改良を加へ書名も「教誨叢書」と改め不日第五輯を出版する由(同情會は北海道樺月月形村に在り)

○監獄教誨學提要草案
兵庫縣の藤岡了空氏は今回監獄教誨學提要草案と題する

一書を著し之を印行して廣く監獄官、監獄教誨師及び
斯道熱心家に頒ちて其意見を徹せられたり、監獄教誨に
關する書籍の續々發行あるは誠に喜ばしき次第なり

小説

獄事 佛老爺發端(承前) 龜屋萬年

老爺の乞丐等か名と住所とを告げざるは思ふとあろわれ
はなり。そは人より人に告げて彼等の迷惑と成るまど少
からねはなり。老爺之を憂ふる故に、いひ難し、とは言
ひつるなるを、若者等は是非に聽かんと迫りける。

此上は早詮なし、恥かしなかつ我が身の上の懺悔はなし
、聽いて給はれ、方々老爺こそは世に忌はしき盗人のな
れのはにて候かし。

若者等愕焉として、實に然聽けは眼貌の凄じき争はれぬ
惡相ありと。目引き袖引きて、頭だちたるに睨まるゝも
ありけり。

(一)墨翟の涙にぬるゝ筆の迹

老爺出生は大坂島の内、幼くて父に別れ母か丹精にて早
くも十三歳になりぬ。今年はふさはしき奉公口もどめ適

れ人に仕立んととの給ひし秋、假初の病氣今は枕もあか
す、一晚我を呼近つけ、殘懐の涙を両の目に湛へ、雲時
は我を凝視たまひぬ。

是迄永年の間辛苦を忍び、覺束なき内職に冬の夜の鶏を
聞き、左らぬ人にまで頭を下けしも、をのれやれ其方を

立派なる人にして、片親育と言はさせまじ、と朝暮思ひ
つめし母か念願今は水の泡とぞなれる。我身ありてさへ

不自由なる其方か將來……………心に懸けし此財布今は其
方に譲るぞかし……………嗚呼哀しきかな、母はみまかり

給ひぬ。我も男子、女々敷泣いてるべきにあらす、いざ
らは花の東京へ立趣にて立身の錦故郷へ飾らん。實に

然なり。と人々の止むるを聽かす首途せしは冬のなかは
なりき。

日を経て岡崎の驛に宿りたる夜も明けて起出れば、旅資
を入れたる胴巻なし、捜せともなし、おは如何せん、心

細さに泣出てたり。

措きぬ、一たび踏出したる此旅跡へは引かじ。生爪に火
を燃さんより愁き寒天に身の皮を刺きつゝ、辛くして東

京には着きぬ。おゝ芝増上寺大門前と云ふに懸しとき、
疲れはてゝ足進まず、氣は張たれど腹はへつたり、心は

確かなれども踏踏きて自下訝し。折師大福餅賣の家臺あ
り、鉄板に炙りたるが色つき黒き邊破れて息を吹く其香
氣の鼻を穿ち心に徹して堪へられず。主人のあらざるは
天の與へ。他日金を得て償はんのみ。と一個摘まむか未
だしや。あれ乞兒か大福を。と呼ひし小供の聲より早く
、主人天秤かざして我を逐ふ、争でか遁かれん。散々に
打振られたり。世に捨つる神あれば助くる佛の群集をわ
けて我かために主人にわび、我を得て其家に伴ひ食を興
へて懇ろに待遇されしは最喜しかりしかど、後に思へ
ば鬼にてありき。此鬼は之神明より山内一圓を繩張に持
ちたる拘摸の親分なり。子分幾人時々刻々姿を替へ態を
變して出入するまゝ頻りなるか髪挿紙入或は時計煙草入
の類二階の一室に夥しく、其飲食に奢れるまゝ大名華族
も之には勝らじ。

我れ血に交つて、いつの程にかあかくなり、兄分に隨て
其手傳を爲そに、さては親分の眼力誤らず末頼母教巧者
よ。と賞めらるゝを、うたてや自ら喜しと思ひぬ。

親分淺草の觀音に珍敷見世物出來たり、參つてよきやど
云へは、人の繩張忘れても手な出さじ。

心得候と彼處に赴きしに、東京見物の田舎人、老婆五人

に老爺一人が勢勢六人の賄料にやわらん其懐中に見え透
くが勿体おけれど、人の繩張……………まゝよ百年目、早く
も奪ひ、物の蔭より容子を見つるに、頼て心つき慌て驚
くこと大方ならず、五人の老婆は泣聲を出して狼狽へけ
り。

獄事彙報

海外評論一斑

罪惡の學校

ハワアド一たび獄舎改良を唱へてより改良又改良米國マサチューセツ州其他
或地方の如きは殆んど正直なる勞働者の勤勞して得る能はざる程の快樂を獄
内の者に予ふるに到れり窮すれば則ち反る權廉アンドリス氏其の快樂を獄
内に曰ふ國民最大不幸は惡を感むる念哀ふるにありまはカアアイルの言なる
か近來罪人を見ては即ち其人の罪にあらす社會の罪なりと云ひ罪人取扱の事
を論ずれば即ち罪の爲に人を罰す可からず罰は唯教訓及進歩の道によらざる
可からずと斯くて其所謂「罪人は之を罰せずして此まで其罪人の夢にも見さ
りし所の智識上道徳上の美及品を教ふ可し」その主意に基きて獄舎には暖衣
あり飽食あり諸般の快樂遊戯具はざる所なきに到れり而して結果は如何此一
種の俱樂部的旅宿の牢舎に寢食を求めて小罪を重罪犯す者日々夥しく増加し
現に或一人の如きは一百三十六回の宣告を受けしもあり罪及罰は誘引的と

(つゝ)

せられ替を爲すに果して引き合ふ事なるかとの疑問或人々の胸中に湧き而して殊に悲む可きは或國獄吏の牢獄に投じて悪人を改良せんと欲するは汚れし布を汚水の桶に投して浄めんとするに同じと云へる如く牢獄は所謂一公費を以て維持する罪惡學校となり罪惡の理論を然るに慕つて、罪の修業に進みし所謂「感化的牢獄」に惡の感化を受ける場所となる如何にして此弊を救ふ可きや、一罪は損にして罰は望まじきものならざるを知らしめ此迄の如く罪惡及不行跡に向て賞罰を與ふる如き事をなす事、二之を放てば人を害する底の猛獸的罪人は無論外として或人の「罪人の多數は投せらるれば大抵廉潔面目の念を失するものなれば伯耳義佛國英國等の例に倣ひ「條件附處刑」を用て或一定の時間に或一定の責を負す可き事は罰金に代て之を家にせし拘留留禁錮せざる事、三、罰金の制を盛んにす可き事は罰金に代て之を家に受けし損害を國家に賠償す所以にして罪人を直接に已を保護する國家に對するの責任を知らしめ亦勉勵を獎勵するの効なればなり云々

(明治廿五年五月十七日國民新聞)

●犯罪人の血統 此程巴里地方裁判所に於て無期徒刑に處せられたる爆烈彈暴用者ラボルの血統を調査したるに祖父、曾祖父及び高祖父共に統罪に處せられたるものなりと去月二十四日巴里報の報に見たり近世學者の説に依れば犯罪を行ふは其人固有の身体上自然の機動にして猶ほ人の性質より容易に怒り容易に悦びに同じく一定の情状あるに際しては知能の之をなすも能はずして直ちに罪惡を行ふなり左れば犯罪は一種腦力の異常なるより生ずるものにして恰も瘋癲の行爲の如し犯人と瘋癲とは廣義の變狀に大小の差異あるのみならず瘋癲其他腦質の變狀に伴ふものなれば犯罪と血統との關係も亦た頗る密接せりと今同國に於てラボルの血統を調査したるも蓋し此學說の行はるゝ故なるべく其結果念々此學說を確むるに至りしかば追て犯罪預防上に著しき發明を見るの日あるべし

(明治廿五年五月十八日朝野新聞)

●電氣死刑 去る三月二十八日午前十四時四十五分米國紐約州監獄シモンに於て第八回電氣死刑の執行あり罪人は殺人罪のゴットと云ふものなり是迄の電刑に何れも生人を以て試験するものにて此度と例の通り實に其慘狀を見るに忍びし強勢なる發電機より電氣を與ふること五度目に於て漸く絶息するに至り但し一度十二秒間つゝ續きたり一極を額に附け一極を○に附けたり故に電刑は八回の試験あるも尙ほ試験中と云ふべし

(明治廿五年六月一日國民新聞)

中活版印刷業に從事せる内警視廳官房第一部長の記名ある同題の仕拂切符を印刷の當時其切符五枚を窃盜し放免後に至り客年五月其仕拂切符に金二百圓と記入し警視廳官房第三部長柳田安藏の姓名に偽造の官印を押捺し日本橋區十軒店三番地兩村商店崎吉五郎を欺き金二百圓を詐取したるの上告事件及び架て東京地方裁判所に於て審理中の處昨日同衙に於て右の所爲は官文書及び偽造官印の罪と爲し小磯万助を重懲役十年に金森万次郎は未丁年なるに付き一等を減し輕懲役七年に其刑宣告せられたり

(明治廿五年五月六日經世新聞)

●村民暴つて貞婦に感ず 埼玉縣南埼玉郡三箇村大字三箇二百四十七番地の總打取大熊源八(四十二)は同村の農原田安藏と共に強盜を働きたりて昨年二月三日浦和地方裁判所に於て懲役十年に處せられたる當時同地監獄署に在りし其留守の女房を年三十五の長男若五百(二十)長女お花九(九)に苦女お絹七(七)三女お兼(五)四女お七(二)の五人を抱へ朝は未明に起き夜は深更に寝れ村内の人の實仕事を愛む可き僅の手腕を取りて糊口して居るが半ばは飽て本夫源八は強盜を働かず安藏も同地の葛浦警察署へ拘行せしりしは源八は密告せしより起りしものと考へ其意根にて同罪に落ち抱けたりしものなれば何卒一日も早く青天白日の身になりませうと毎夜寝掛けに同村の不動堂へ起願を籠めるとし離れ俸へるともなく村中に知れ其衷情を憐み同村長古島善助を始め同村の大島要助、同半重郎、同惣右衛門、同彌五右衛門、同島吉、濱野もと、大熊七五郎、小峯幸左衛門、同中寅松、大熊傳七外數名の連署にて源八及び安藏が平素の行狀を記し此事は我々村民及び如何ふと容赦する能はざれと元來同地裁判所に於て判決あり豫控訴の手續に及ぶ都合ありし無資力にて控訴保納金を爲すことならず依て豫納金免除の恩典を與へられたるに東京控訴院へ出願したれと聞かれ左右に控訴の内控訴期限も経過し其服せし次第につき法律上の恩典あらんことを仰ぐと去る二十六日出連署人の總代大島吉吉(明治廿五年五月十九日東京新聞)

●特赦 朝鮮事件に關係したる強盜犯千葉縣士族在伯十三郎、神奈川縣平民菊田久米三郎の兩名は大坂監獄に在監中なりしか謹慎の狀に於て付此種特赦の沙汰を受けたりと云ふ

(明治廿五年五月十八日改選新聞)

●看守四人を斬る 石川縣小松監獄の看守森某は此程外役先きの四人を肩先を斬り多分生命を覺束なしと云ふ

(明治廿五年五月十九日やまこ新聞)

●監獄衛生の實績 大坂私立衛生會にて此程常府監獄に於ける衛生上の實況を觀察せんため其委員を選みし日委員は來十一日愈石の觀察をなす由

●昨日の東京市會 は午前十四時四十分より開會し豫て前會に報道せし小島官吾氏の建議に係る監獄費に關し衆議院へ請願の件を議題と爲す旨補木議長は宣告せり

該建議書は

上院、政府は第三回帝國議會へ該法律案を提出し已に貴族院は通過し今や衆議院の議事の上りしと聞けり抑も我府監獄に關する費途は目下府會の議權に屬すも雖も其費途數十萬圓の八分餘は市民に賦課せらるゝを以て我同胞市民の此費途の國庫支辨に屬せしことを望望するに於て本年のみに高橋接は加ふるに政費日増に増加し營に怨聲市井に驚々たるのみならず其局終に市民をして流離困窮せしむるの慘狀を出現するに至らん豈に徒手傍觀すべき秋ならんや當路者宜しく市民負擔の重きを慮り其苦痛の度を盡み輕減の策を講ずるは事理の正に然らざる所なりと信す仰り願くは右の理由に依り監獄に關する一切の費途を以て速に國庫支辨に決議せられ度旨衆議院に請願せんことを切に建議す云々

小島氏は直ちに起立し本日土曜日なるにも拘はるも本員の建議のため諸君の出席を煩したるに謝するに餘りあり且つ本建議案を以て直ちに請願書と爲すものに非ざれば同主を以て更に請願書を起草せられたしと陳述し復席するや伊澤修二氏賛成は賛成なれど先日富田府知事懇親會席上にて演説したるが爲めならんと思ふ人もあらんれと決して然らずと其理由を詳述し元來監獄費を國庫支辨せざるは民力休養の主義ならん左れと尙ほ第一層國民に直接利益を與ふるは教育を補助すること最も適當なるものなればより歐洲各國にては國庫より幾分か教育に補助を與ふることより我國明治初年より僅に十萬圓程教育に國庫金を費せしのみなりと例證を擧げ痛論し左れば本員は監獄費を以て國庫支辨せざるは大賛成に非ざれば大勢既に其方向に傾きたる今日なれば賛成せざるは之と述へ果して監獄費は諸君の希望の如く國庫の支辨せざれば地方の内外より三十萬圓の金を餘すことなれば第一は特別市制撤去に付ての費用に供し第二は同利餘金の内より數萬圓を以て私立小學校を補助し運動の普及を計りたると言ざる如く石川剛氏は市會議員は市制の範圍内にて運動せざるべからざるに本案の如きことを議するは甚だ難かならざる感なきに非ざれば市の爲めに大利益あることなれば任て賛成を表するなりと述へ終るや討論終結の聲あり依て議長は同建議書成者に起立を命じしに總起立即ち全會一致を以て該案を可決したるに議長は該案可決せし付市長の資格を以て府知事を以て請願書を衆議院へ提出せしむべしと宣告し該會せしは同十一時三十分頃なりし

(明治廿五年五月廿五日時事新聞)

●官文書偽造行使裁判の宣告 滋賀縣平民小磯万助京都府平民金森万次郎の兩名は曾て東京地方裁判所に於て窃盜の科に依り百圓監獄支辨に於て服役

●終身懲役の特赦 横濱伊勢町六丁目二百七十九番地平民丸山福太郎(六十一)は去る十四年中終身懲役に處せられたるものなるが爾來宮城集監監に於て服役中大に先非を後身に只官改換の模様に十有餘年の勤勞勉勵なるより集監監にては特赦の儀を其前に請願せしに據り去月二十五日特赦の恩を以て放免され此程横濱に歸港せしなるが同人は全く再生者の如くに専心勉業し居ると云ふ

(明治廿五年五月二十二日郵便報知新聞)

●北海道札幌通信 小野の兩惡 先に小野武術の官文書偽造の件あり今亦小野某夫妻の男殺し事件あり小野の姓は餘程北海道に染ありさて小野の姓を聞くや人皆な忌はしく思ふの風あり▲獄中の典獄 小野武術の罪惡一掃盡し法網に現れり囚囚らるるや、其罪惡大竹、和賀、三笠、藤屋等被て縛に就き孰れも現に罪囚成るの果、小野は其頭頂より且曾て典獄の職を奉せし事あるを以て看守押丁等小野を待つに自然他の入監者異なる所あるやにて他の罪囚等之を羨やみ小野を崇めて「獄中の典獄様」と呼へる由なり

●女囚嬰を殺す 身は囚人となつて牢舎に繋かれし又分焼したる赤子を殺して一段の罪を重ぬる親の心は如何ばかりならん、目下新瀉監獄に入監中なる山形縣西田川郡念珠岡村農五十嵐とも今九(九)は以前同村山田金藏と私通し共に手を携へ郷里を遊び出で越れ新潟市に寄寓して爲す事もなく暮し居りしか、糊口に迫りたるよりたゞは速れ添ふ男を大事に思ひ我身を無きにして腰や心にもなき盜みなしたる爲め三月二十四日同裁判所に於て重懲役四月監獄六月に處せられたるが先月二日女監病室に於て女子を分焼したるより同村に寄寓し居る情夫金藏へ宛て分焼の報知並に其居方を申し送られたるが金藏今に寄寓所に居る旨にて借書の戻りたるより是れ必死情夫金藏が已れを説きさりしたる者と思ふし出獄の後嬰兒養育の途なく然りとて實家へ立戻らんも兩眼に面目なく穿る嬰兒を殺して身の係累を除くに如くす決心し同夜看護婦の疑難まりたるを待ち十二時ころ右の牢房を嬰兒の鼻口に載せ暫らくの間隠匿し遂に空室の爲め死に至らしむる事實を以て去る廿九日同裁判所に於て重懲役九年に處せられたり

(明治廿五年五月二日讀賣新聞)

●朝三暮四監獄費案反對論を駁す 監獄費庫庫支辨は幸ひに貴族院を通過せしと雖も衆議院にては昨日其の第一讀會を開き先づ之を委員に托するとなりしのみ其の多數を以て通過するや否や未だ未決の事を知るを得ずと雖も議員中反對の見を懐くもの亦少からざる

太田 周 作

(明治廿五年五月六日大坂朝日新聞)

至抑も此の案の國民多數の希望なるに事實の證明する處、國民民権のため至當の處置するは論を俟たず彼の反對議員と雖も必らずし之を知らざるに非ず

去れば彼の輩は曰く此の案を否決する代りに菓子税煙草税及び釐金税を地方税に移すべしといへり嗚呼是れ朝三暮四の計のみ狡猾を以て國民を狙公視するのみ

菓子税及び煙草税の額は左の如し(但し二十二度分)

六四、九三六圓
一、九八、〇九二圓
九、一〇、九四一圓
合計 二七二、二一六圓

故に府縣監獄費二百九十萬千九百圓を國庫の支辨に移す三税(煙草、菓子、鉄鋼)を地方收入に移すに比すれば差引十七萬八千九百四十圓の差あり方

且つ菓子税煙草税の如きは極めて苦情多き租税にして中には全廢除さへある程のものも去れば之を地方收入に移すも多くの苦情を蒙る煩累あるのみならず又多くの徴税入費を要するが故に差引地方の収入となるは決して二百七十二萬二千六百九十九圓を上るを得ず少くも其三割は必ず徴税入費として失ふべし

夫れ菓子税煙草税の如きは國庫の特許し物たるに近からず斯る厄介な地方に引受くるも監獄費を國庫支辨に移すと府縣のため孰れか利孰れか損いはずして明白ならずや然るに彼れを減せざる代りに之を増すといひ以て民情を慰せんといふは豈朝三暮四の談ならずや

且つ彼の監獄費國庫支辨案の反對者は地租輕減若くは地價修正を行ふため

に餘資なしとて強ひて此の案に反對するに非ずや已に餘資なしといふ然らば則ち何を以て彼の三税を地方收入と爲すを得んや三税と地方收入とを如何に到底實行す可きと説いて彼の輩の眞意見よりすれば假令實行するも國民の利益とせざるも也然るを尙ほ以て國民を益すといふは是れ哈んと國民を欺くもの非耶

(明治廿五年五月二十五日中央新聞)

●被護者の自取 昨廿四年一月より本月迄に山梨縣出獄者保護慈善會に於て保護を加へし人員數は入院申死去本縣人男一人保護復籍北海道男一人保護無効新潟縣女一人旅費給與長崎縣人男一人保護復籍山縣人男一人現在被護者本縣人三人都合八名にて被護者中一人を除くの外は同會の保護と感化とに依り眞民に歸し各々正業に従事し再犯の憂なきに至りしといふ

(明治廿五年二月二十七日山梨日新聞)

●北海道集治監教諭 島地拘禁の重罪囚(徒刑流刑七千有餘人)の矯正感化の有様は如何なるものなるか世人の聞かんと欲する處なり此頃彼の地より來りし友の語によれば今は北海道集治監(樺戸)に松尾、室知分監に留置、訓諭分監に原、網走分監に阿部の諸氏教諭師として働くに宗教主義道義教諭をなす故道々罪囚人に善改者を出し進り又権尸にも同情會なるものを設け監獄改良のため志ある人々相會し斯道の考究をなし同會に於て囚人教諭布及のためにも四人看護の用に適する書籍出版の事を企て本年一月より同會と題する小冊子を出版し印刷元費を以て囚人の望む者へ配布したるに大に効蹟ありし由本報樺戸のみにて近頃種々な囚人自首者を出しては既に此の事思ふもなりしものが大に悔悟して其眞名なりし事を申出て其所罰を受くるを厭はず本籍を發表して親戚の安否を問ふなどの類なり

(明治廿五年六月二日國民新聞)

●阿修羅 假令身に罪惡を犯したりと云へ彼等の目、彼等の心には同獄官押丁は鬼と見聞冤と思はるゝなるべし茲に澳太利アラム府の婦人監獄にては如何の頃インフルエンザに罹りたる患者二十名ありて内數名は大熱の爲め狂狂し何にて手當り次第に打ち毀し看守に接するにも粗暴にして若し近づけば或は手に噛み付き或は髪をムシリ取り實に身にも被つ有様なれば終には押丁置き自由を働く事ならぬ様爲すに至りしと云ふは世に云ふ阿修羅現世の地獄なるべし

●風説 此項神戶にては兵庫縣監獄に交送せらるる風評あるがは過日下見典獄が如何職務上の事に就き進歩を爲したるやの說を聽せしものならん又都長中にも選からず二二交送ある由なるがは風説なりとぞ

●警署委員の巡視 兵庫縣監獄にその整理上につき種々の取沙汰開閉に此頃同會警署委員に於て開閉したる所もありし由にて再應實際と巡視せしに獄吏申出入商人の問答如何に親戚に等しき禮貌あり又其經濟の一般を見るも明治十年頃以來因徒の衣服に用ふる木綿の輪製積り、て褐色木綿五百反淺黃木綿二百反程を貯蓄するなど外々の監獄は一種別様の風あり常置委員は遂に知事に面談して其額末を物語たりとの報あり果して斯る事あるにや

(右二件明治廿五年五月廿九日大坂朝日新聞)

●神戶監獄整理の爲め 近來人をして事務上不整理の廉なきや否やを疑はしむるに至りし神戶監獄にては昨日兵庫縣監獄第一課員藤田吾平氏が書記兼主任を命ぜられて出勤したる由意に撰選の趣旨ありし事なるべし

(明治廿五年六月二日大坂朝日新聞)

●惡徒の乾兒看守となる 此頃神戶地方裁判所に於て贓物牙保罪により重禁錮六ヶ月に處せられたる竹島五郎は多くの乾兒を有ら給と其數を知らざる

程にて中には可なり教育ある人物もあり竹五郎が長く監獄に拘留せざる事あらば直ちに看守となり通信其他万事竹五郎を保護する事と爲し居る由にて先頃神戶監獄に看守奉職中刑事被告人の所持金十餘圓外雜品を窃取したる猪下泰藏も其乾兒の一入なりとて免職後直ちに大坂に赴き竹五郎の妾なる坪谷と方に潜み居たりし處此程に至り神戶地方裁判所檢事局の聞く所となり直ちに拘引 英國陸軍大佐イ・エム・サマリシ兵將に同國銀行取次イ・シラツ、ヘセル氏は一昨日神戶より來りて中の島の自由亭に投宿し昨日大坂府監獄署に詰みて同署に到り看守長の案内にて各監房及び工業場等の模様を視たり

(明治廿五年四月十七日大坂朝日新聞)

●角田眞平會皇席を逃る 此頃角田眞平が市會議員の半数交送の爲め富田府知事はじめ市會議員一同芝の紅葉館に相會したりし酒餘燈紅の情知事には一飽の演説を試み市會議員にして衆議院議員たる人は宜しく最初の閉府に基き飽望し監獄費國庫支辨案の成立する機運ありたるを宣へたる處府に風聞信吉氏あり揚言して曰く市會には二人の衆議院議員あるのみ黒田綱彦角田眞平の二氏即是れなり二氏獨りては二人の衆議院議員あるのみ黒田綱彦を得て満面赤を顔き皇座を去る之を知らず而して今角田氏、何故に一演説の下に斯く見苦しき舉動を爲したるやと云ふに初め市會議員中の諸氏相連署して監獄費の國庫支辨を其請に請願したるもありし眞平現に連署者の一人たり蓋し眞平心切かに國庫支辨を欲するも不幸改進黨の黨議之を許さず故に今日の場合なり初志に反し眞民の背も黨議に服せらるへらざる板挾か義理合ひなきも多少の眞心ある男一眞平運道、明かに其れと云ふは云ひ兼ね言を左右に托し面を掩ふて其席をすへり出でたるなりと云ふは云ひたわひのない話

(明治廿五年五月三十日正新報)

●監獄費國庫支辨法案の審査委員 昨日衆議院議院に於て選舉したるも其監獄費國庫支辨法案の投票を通過し多數の得票者を得て當選人となすたれしに左の九氏當選したり

尾崎 行雄 守野爲五郎 中野 武營 (以上改進黨)
朝永 慎三 川 艇吉 森 東一郎 (以上自由)
平林九兵衛 (交進黨派)

右の當選人に依て考ふれば委員九名の中自由改進黨の兩派に屬するものは六名にして既に過半数なれば特別委員會にては監獄費國庫支辨案も否決せらるべしといふ

(明治廿五年五月廿四日時事新報)

●監獄費案の委員に就て 昨日の監獄費國庫支辨案特別委員の選舉には民衆兩派各候補者を定め滿票を得て各部に配布せし其結果は九名の委員の

中七人迄民黨にて占め残る二人は同黨者八名あり其八名の中には民黨二人更黨六人ありし平林九兵衛川島宇一兩氏年長者たるを以て當選と定まり七東二の委員會を組織するに至りしとぞ(明治廿五年五月廿四日國會新聞)

●監獄費國庫支辨法案審査委員長理事 去る廿三日府縣監獄費國庫支辨法案に付特別審査委員を撰定し一昨日同委員長理事を撰定せし中野武營氏委員に任じ、森東一郎氏理事に當選せり

(明治廿五年五月二十六日日本)

●上田代議士、脱黨の理由 岩手縣代議士上田農夫氏は今同我黨を離れしに於て其の理由を述べる處は監獄費國庫支辨案を可とする持論なりと我黨の議に於て許さざる處は徒らに名を黨籍に列して議論に反對の運動をなすや如き卑劣なる舉動をなすこと公然我黨を脱して同案の發否に限り自由任意の運動をなすに在りて將來長く手を携へて我黨を運動を共にする精神なるは若くは個の心事を知る者の信する所なりと我黨新聞等も揭げて自家黨籍中の一員の真刑を加へたる如く思惟し區々の評と同氏の身上に加ふるは眞に笑ふに堪へず同氏の如きは表裏反覆其名を民黨に置き其の實我黨の奴と爲る者に比すれば固より同日の談に非ざるなり

(明治廿五年五月十八日自由)

●府會議員衆議院議員を訪ふ 昨日東京府會議員宮本三三氏等十數名は衆議院に至り監獄費國庫支辨案に付先年來來々同府會に於て決議せし旨趣に基き該案調査委員尾崎行雄氏其他の委員に面會し同案を是非可決せし事を請求せし由

(明治廿五年六月四日朝野新聞)

●監獄費國庫支辨委員會 同會は昨日開會し中野委員長森理事及び田、河島、平林、朝永、各委員出席したれども當日は白根府委員出席なく小松原警保局長假りに出席したるに付委員は種々質問したれども元來小松原氏は政府委員にあらざるを以て一の相談會に過ぎざり又委員より審査材料として左の各項目の取調を政府委員に請求したるを以て政府は一昨日目録の調査書を送付せり

一明治十年乃至十三年度監獄費及工錢收入額各縣開調
一明治十三年度以降監獄費及工錢收入額各府縣別開調
一在監獄人管調
一各府縣監獄新舊改築の年度及經費并に將來改築案を要する見込の箇所及費額
一廿五年度監獄費負擔に對する市郡の割合
一廿五年度集治監經費各別別及府縣監獄監獄建築修繕費并に集治監經費總額在監一人當り割合
一國庫支辨を要する理由(府縣監獄在監人)及經費調

(明治廿五年五月二十九日中央新聞)

●衆議院に於ける監獄費法案の運命 府縣監獄費の國庫支辨法案は貴族院に

門 角利助 丸山名政 森隆介 島田三郎 有友正親 魚住達治 野野衛
 一 郎 立川雲平 朝水恆三 鈴木昌司 齋野政高 立入奇一 天野伊左衛
 門 影山秀樹 立石寛司 小林乾一郎 伊東祐實 河島勝 伊藤謙吉 岡
 崎邦輔 齋藤洋孝 内藤利八 部崎秀太郎 折田繁至 森東一郎 工藤行
 幹 高須峰造 松島康作 中村彌六 加藤六藏 伊藤徳太郎 長谷場純孝
 日 黒徳松 高橋與市 中島祐八 小柳明三郎 河野廣中 坪田繁 武石
 敬治 廣住久道 野口慶 新井章吾 兒玉伸兒 黒川修三 丹後直平 小
 林輝雄 加藤與次兵衛 小林信近 荒谷桂吉 山本登 佐藤八郎右衛門
 川 眞田徳三郎 守野爲五郎 竹内巖三 達爾谷信敬 犬養毅 野出鶴三郎
 牛 塚卓造 齋藤鶴二 田中島雄 愛澤寧聖 小菅原貞信 高瀬藤次郎
 鹽田奥造加藤政一 橋本久太郎
 (明治廿五年六月十日日本)

●統計 は紙面の都合にて次號に譲る

廣 告

○本誌寄書家よ拜告す

今同本誌の一大改良に付ては無名なるも匿名なるものに拘
 らず都ての寄稿を掲げ申度就ては續々玉稿を投せられん
 ぶとを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自
 然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るべく簡單な
 るものを寄せられたし

本會に送附せる爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛に
 て東京千住南千住郵便局に振り込みの事
 ○會費の送附及び會計に關する往復文書は
 ○會計に關する往復文書は
 東京集治官舎にて庶務局長石澤謹吾宛
 東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛
 右廣告致し候事
 明治廿五年六月

大日本監獄協會

監獄教誨と題する書籍發行趣意書

今回監獄教誨と題する書籍を發行せんとするは去る四月
 東京築地本願寺に於て開設の監獄教誨師會同中の決議并
 に大日本監獄教誨師通信所の要則に基因するものにて今
 や此の事柄を世の中に公けにせんとするに際し茲に一言
 の趣意をのべるさんどす
 抑も日本全國の在監人員數を見るに實に七万四千零四十
 四人なり(本年一月未調)而して監獄に常勤し以て教誨す
 る教誨師は未だ二百人に滿らず依是觀之教誨師其の割合其
 の度を得ざる限りは其の實効を奏せんとせざるも豈に難か
 らざるを得んや教誨の周到なる否亦宜ならずや獄事改
 良上一大缺點と云べし是れ主として看讀せしめ教誨師の言教の
 理由に及ばざる所を補ひ以て聊か其の實効を期せんとす
 るにあり又毎卷末に於て二三の通信文例等を掲載せんとす
 とするに過ぎず是を本書發行の趣意とす
 明治二十五年六月

大日本監獄教誨師通信所

東京市京橋區築地三丁目八十九番地

大日本監獄教誨師通信所

東京市京橋區築地三丁目眞光寺内

先般東京築地本願寺に於て開きし監獄教誨師の會同中決
 せし條項に據り監獄教誨と題する在監人看讀用の書籍を
 來る七月より毎月一回或る有力者の保護に依り本所より
 發行するものと決せり依て此段豫告す
 明治廿五年六月

●緊急廣告●

内務省監獄課員神谷彦太郎君譯

○英國監獄事情 全壹冊 代價郵稅共金二拾八錢

本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル「ベントントン」獄ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル開クトコロニ依レハ目下巢鴨池袋ニ建築セラル、新監獄モ專ラ此ベントントンダイル獄ノ構造ヲ基礎トセラル、ト云ヘハ獄事家タル者ノ宜ク一讀シ給フヘキ良書ナリ

大日本監獄協會佐野尙君譯

○歐米監獄事情 第十冊迄既刊 壹冊代價金四錢九厘乃至金二十五錢

本書ハ廣ク歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻譯セラレシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠クヘカラサル參考書ナリ

佐野尙君譯

○佛國監獄改良論 下卷 代價郵稅共金二拾八錢

本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シタル顛末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳細ニ譯出セラレシモノナリ

○監獄論 全壹冊 特別割引代價郵稅共金拾四錢

長野縣書記官小野田元照先生著

○泰西監獄問答錄 全壹冊 代價郵稅共金七拾五錢

佐野尙君譯

○佛國監獄改良論 上卷 代價郵稅共金二拾八錢

神谷彦太郎君譯
○華氏監獄論 全壹冊 代價金四拾錢

佐野尙君譯

○萬國議事提要 全壹冊 代價金六拾錢

神谷彦太郎君纂述

○英國獄事問答 全壹冊 代價金五拾錢

右監獄論以下六書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得共何レモ獄事家ニ欠クヘカラサル最緊要書ナレハ本院ハ豫約ノ便法ヲ設ケ申込五百名ニ滿ツレハ直ニ出版各其代價ヲ以テ速ニ送本可仕候間續々御申込被下度候

東京市牛込神樂町二丁目廿二番地

明治廿五年六月

臨池書院

先般東京築地本願寺に於て開きし監獄教誨師の會同にて決議せし大日本監獄教誨師通信所は廣く教誨師の氣脈を通じ以て教誨上の改良進歩を謀らんため設置したるものなり依て同盟を望まざるゝ方は郵券二錢相添御申込有之度此段廣告す

東京京橋區築地三丁目八十九番地

大日本監獄教誨師通信所